浜田市 子ども・子育て支援事業計画

平成 27 年度~平成 31 年度

育もう 自分とみんなを大切にする "浜田っ子" ~家庭が育て、地域社会が支えるまちへ~



平成27年3月 浜田市

はじめに

「子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたり、ご挨拶申し上げます。

近年、全国的に出生数の減少傾向が続いており、総人口も減少する中、とりわけ当地域での人口減少は著しく、地域活力の低下につながっています。浜田市では、このような状況を打破し、「浜田を元気にする」ことを掲げ、その取組の具体的な行程を「ロードマップ」で示し、様々な事業に着手しております。特に、子育てについては、重点政策の一つとして位置づけており、保護者が安心して子どもを産み、育てていく環境の整備に努め、将来の浜田を担う子供達を地域で育てていきたいと考えております。

このたび、国では子ども・子育て関連3法が成立し、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月からスタートすることになりました。家族形態の変化や就労の多様化、地域コミュニティ意識の希薄化など、子ども・子育てを取り巻く環境が大きく変化する中で、子育てに不安や孤立感を感じる家庭は少なくありません。また、仕事と子育ての両立を支援する環境の整備も求められております。

浜田市においても、今後5年間で必要とされる子育て支援のサービス量を把握し、その供給体制を明らかにするとともに、新しいニーズに対応した子育て支援を推進し、すべての子どもが健やかに心豊かに育つよう取り組むべき施策を総合的、体系的に取りまとめた「浜田市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。基本理念の「育もう 自分とみんなを大切にする"浜田っ子"~家庭が育て、地域社会が支えるまちへ~」に基づいて、本計画を推進していくためには、行政はもとより市民や関係団体の皆さんとの連携が不可欠になります。今後とも皆さんのご理解とご協力をお願いいたします。

終わりに、本計画の策定にあたり、アンケート調査にご協力いただいた市民の皆さん、貴重なご意見・ご提言をいただいた浜田市保健医療福祉協議会並びに子ども・子育て支援事業計画 策定専門部会の委員の皆さんに心から感謝申し上げます。

平成 27 年 3 月

浜田市長 久保田 章市

目次

第	1草 計画の基本的な考え万	1
1	計画策定の趣旨と背景	1
2	2 計画の法的根拠と位置づけ	2
3	3 計画の期間	3
4	4	4
第2	2章 子ども・子育てを取り巻く現状	5
1	統計による浜田市の状況	5
	(1)人口や世帯の状況	5
	(2)労働の状況	9
2	2 教育・保育や子育て支援に関する現状	11
	(1)子どもの数の推移	11
	(2)教育・保育施設や子育て支援サービスの利用状況	12
	(3) 母子保健の状況	16
3	3 浜田市次世代育成支援計画(後期計画)の進捗状況	17
4	1 アンケート結果の概要	18
	(1)調査の概要	18
	(2)アンケート結果の概要	19
第:	3章 計画の基本理念	31
1	計画の基本理念	31
2	2 計画の基本目標	32
3	3 施策体系	33
第4	4章 目標事業量と確保の方策	34
1	将来における子どもの数の推計	34
	(1)将来推計人口	34
	(2)将来推計児童人口	
2	2 教育・保育提供区域の設定	36
	(1)区域設定の趣旨	36
	(2) 浜田市の教育・保育提供区域	36
3	8 各年度における教育・保育の事業量の見込み、提供体制の確保内容とその実施時期。	37
	(1)前提となる考え方	37
	(2) 各年度における教育・保育の量の見込みと確保体制	38
4	4 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保内容、	実施
	時期等	43
	(1)前提となる考え方	43
	(2)各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保体制	43
5	5 教育と保育の一体的提供に向けた市の考え方	54
	(1)認定こども園設置に関する方針	54

(2)質の高い幼児期の教育・保育の提供や教育と保育の一体的な提供の推進に関する方針	54
(3)幼・保・小連携に関する方針	54
第5章 施策の展開	. 55
基本目標1 子ども〜自分とみんなを大切にする"浜田っ子"を育みます〜	.55
基本方針1 健やかな育ちに向けた支援の推進	55
基本方針2 豊かな人間性を育む教育・遊びの推進	62
基本目標2 家庭~喜びを感じられる、ゆとりのある子育てを支えます~	.68
基本方針1 保護者の健康と児童虐待防止への取組み	68
基本方針2 家庭の教育力向上と相談体制の充実	72
基本方針3 保育サービスの充実	75
基本方針4 経済的支援やひとり親家庭への支援	78
基本目標3 地域〜地域のみんなで、安心・安全な子育て環境を整えます〜	.80
基本方針 1 地域における連携の促進	80
基本方針2 仕事と家庭生活の両立に向けた体制づくり	84
基本方針3 安心・安全なまちづくり	87
第6章 推進体制	. 89
1 計画の推進にあたって	.89
2 計画の推進体制	.89
(1)市民との協働体制	89
(2) 関連諸機関との連携体制	89
(3)庁内推進体制	90
資料編	. 91
参考資料1 委員等名簿	.91
(1)浜田市保健医療福祉協議会委員名簿	91
(2) 浜田市子ども・子育て支援事業計画策定専門部会員名簿	92
参考資料2 協議会等規則	.93
(1)浜田市保健医療福祉協議会規則	93
(2) 浜田市子ども・子育て支援事業計画策定専門部会設置要綱	95

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨と背景

近年わが国の子育でを取り巻く現状として、急速な少子化が課題として挙げられています。 多くの独身男女が結婚を希望し、希望する子どもの数は2人を超えているにも関わらず、平成 24年の合計特殊出生率(1人の女性が生涯に産むとされる子どもの数)は 1.41に止まってお り、人口維持に必要な 2.07を下回っています。こうした少子化の背景には、家族関係社会支出 の対 GDP 比が他国と比較して低いことからわかるように、子ども・子育て支援への支出が質・ 量ともに不足していること、核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育てへの孤立感や 不安・負担感が高まっていることが考えられます。

国の少子化対策としては、平成2年の「エンゼルプラン」に始まり、平成 15 年には次世代を担う子どもを社会全体で支援する観点から「次世代育成支援対策推進法」が制定され、市町村に次世代育成支援のための取組みに関する行動計画策定が義務づけられました。さらに平成22 年には、子ども・子育てを取り巻く社会情勢を反映し新たな支援制度を構築するため、「子ども・子育てビジョン」が閣議決定となりました。「子ども・子育てビジョン」では、子どもが主人公(チルドレン・ファースト)の観点から、子どもと子育て家庭を支援する考え方が示されています。

平成 24 年には「子ども・子育て関連3法」が成立し、子ども・子育て支援新制度のスタートに向け準備が進められています。新制度では、「質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・確保」「地域の子ども・子育て支援の充実」を目的とし、市町村はサービス需要見込量と提供体制の確保内容及びその実施時期等を盛り込んだ「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定し、給付・事業を実施することとなります。また、児童虐待防止対策やひとり親家庭等の自立支援、障がい児施策、仕事と家庭生活との両立支援等についても積極的な推進が求められています。

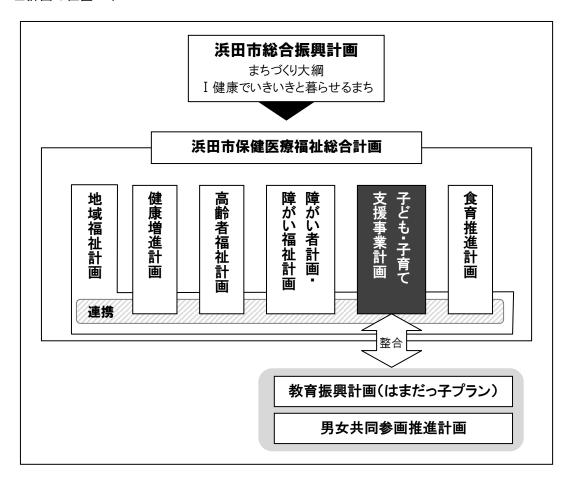
本市においても、少子化の進行や世帯規模の縮小、教育・保育ニーズの多様化等、子ども・ 子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。これまでも浜田市次世代育成支援行動計画で は「子どもが笑顔いっぱいで暮らせるまち」を基本理念に掲げ、保育サービスの充実や保護者 への相談支援に重点を置き施策を行ってきました。現行計画での取組みを踏まえながら、子ど もの健やかな育ちと保護者の子育てをより一層社会全体で支援するため、本計画を策定しまし た。

2 計画の法的根拠と位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。 なお、本計画は、少子化解消推進対策とも深く関わりを持つため、次世代育成支援対策推進法 に基づく「浜田市次世代育成支援計画く後期計画>」の考え方を継承するものとします。

また、本計画は、上位計画である「浜田市総合振興計画」やその他関連計画、「子どもの権利条約」が定めるあらゆる子どもの人権の尊重と子どもの最善の利益を考慮して策定しています。

■計画の位置づけ



3 計画の期間

本計画の期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの5か年とします。計画最終年度である 平成 31 年度には計画の達成状況の確認と見直しを行います。

(年度)

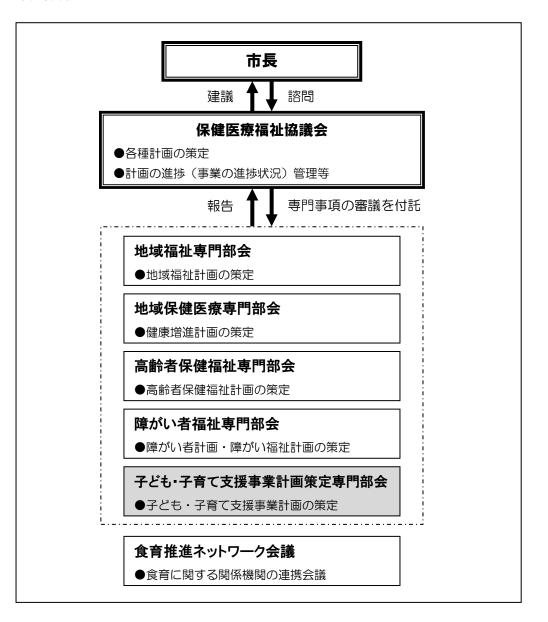
平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	平成 31	平成 32	平成 33	平成 34
計画策定	浜田市子ども・子育て支援事業計画(本計画)							
V								
					評価・検証 🔵	次期計画	「平成 32	年度~)

4 策定体制

本計画の策定にあたっては、浜田市保健医療福祉協議会が浜田市子ども・子育て会議の機能を担い、有識者や教育・保育の関係者、市民等の意見を踏まえ策定・検討しました。また、重要事項や詳細な項目ついては、浜田市子ども・子育て支援事業計画策定専門部会にて協議し、子ども・子育て会議との調整・連携を図りました。

また、市民向けのアンケート調査により把握した、子育てを取り巻く状況や子育て支援に関するニーズに加え、幼稚園や保育所、その他子育て支援に取組む団体へのヒアリング調査により、現場の職員が認識する課題や今後のサービス意向を把握し、計画策定への基礎資料としました。また、パブリックコメントを実施することで、市民の意見を広く聴取する機会を確保しました。

■策定体制イメージ図



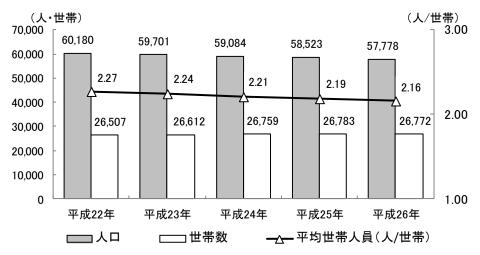
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

1 統計による浜田市の状況

(1) 人口や世帯の状況

① 人口と世帯数の推移

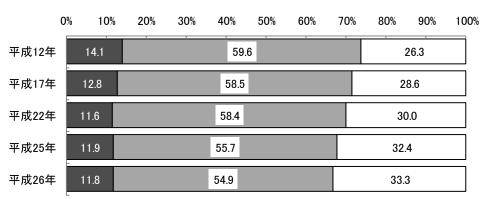
浜田市の人口は減少傾向で推移しており、平成 23 年を境に5万人台となり、平成 26 年3月末現在で57,778 人となっています。世帯数はほぼ横ばいから若干の増加傾向にあり、1世帯あたりの人数は減少しています。



資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

② 年齢3区分別人口割合の推移

本市の年齢3区分別人口の割合をみると、年少人口は減少傾向にある一方で、高齢者人口は平成22年度以降30%以上を推移しており増加傾向にあります。本市においても少子高齢化が進行していることがわかります。



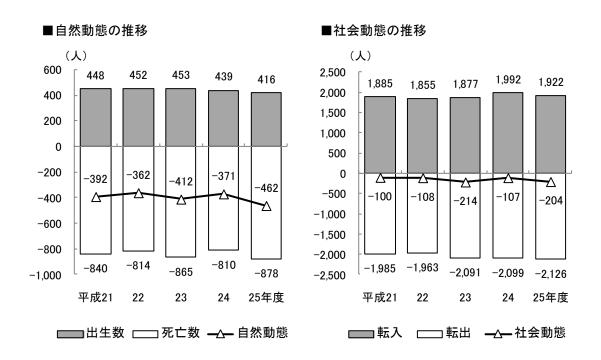
■年少人口(15歳未満)割合 □高齢者人口(65歳以上)割合

□生産年齢人口(15~64歳)割合

資料: 平成 12, 17, 22 年は国勢調査 平成 25, 26 年は住民基本台帳(各年4月1日現在)

③ 人口動態

過去5年間の自然動態は、死亡数が出生数を上回って推移しており、平成 25 年度には 462 人のマイナスとなっています。社会動態では、転出が転入を上回っており、社会増減も マイナスとなっています。



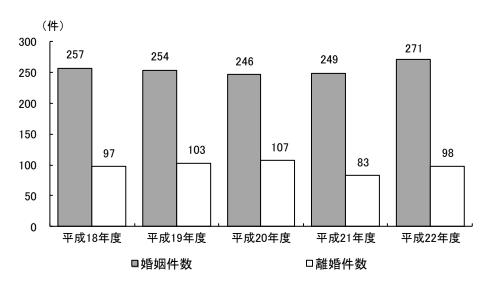
	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
出生数	448	452	453	439	416
死亡数	840	814	865	810	878
自然動態	-392	-362	-412	-371	-462
転入	1,885	1,855	1,877	1,992	1,922
転出	1,985	1,963	2,091	2,099	2,126
社会動態	-100	-108	-214	-107	-204
人口動態	-492	-470	-626	-478	-666

資料:住民基本台帳

④ 婚姻・離婚数と婚姻・離婚率の推移

婚姻件数は、毎年 250 件前後で推移していますが、平成 22 年度には 271 件となり、増加に転じています。離婚件数は増減を繰り返しており、平成 22 年度では 98 件となっています。

■婚姻・離婚件数の推移

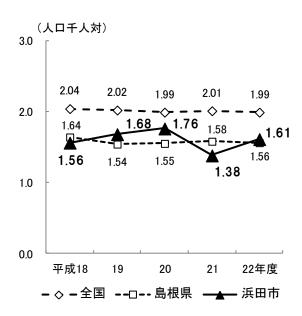


資料:厚生労働省人口動態統計

■婚姻率の推移

(人口千人対) 7.0 5.7 5.6 6.0 5.0 4.6 4.0 4.1 4.1 4.1 4.1 3.0 2.0 1.0 0.0 平成18 19 20 21 22年度 - ◇ - 全国 --□-・島根県 ---- 浜田市

■離婚率の推移



資料:厚生労働省人口動態統計

⑤ 合計特殊出生率

合計特殊出生率(1人の女性が生涯に産むとされる子どもの数)は、平成 20 年から 24 年の調査では 1.65 となっており、県平均とほぼ等しい値となっています。昭和 63 年から 平成4年の調査以降減少傾向で移行していましたが、近年は 1.65 前後を維持しています。

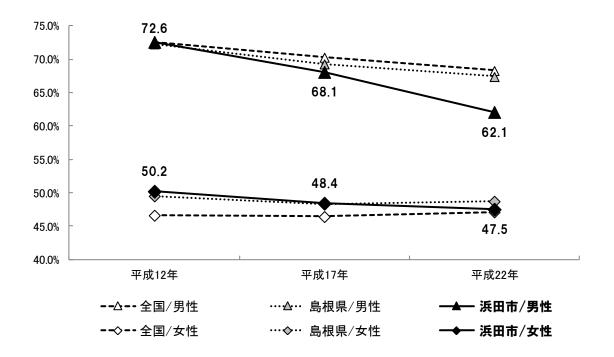
	昭和 63 年~ 平成4年	平成5年~ 平成9年	平成 10 年~ 平成 14 年	平成 15 年~ 平成 19 年	平成 20 年~ 平成 24 年
浜田自治区	1.98	1.79	1.62		
金城自治区	2.26	1.76	1.70		
旭自治区	2.14	1.76	1.56	1.64	1.65
弥栄自治区	2.32	1.86	1.80		
三隅自治区	1.90	1.77	1.42		
県平均	2.07	1.85	1.74	1.57	1.64

資料:厚生労働省人口動態統計

(2) 労働の状況

① 就労状況

平成 22 年の 15 歳以上の就業率は、男性において全国、島根県と比較して低くなっています。女性においては、全国、島根県と比較してほぼ近い割合となっています。



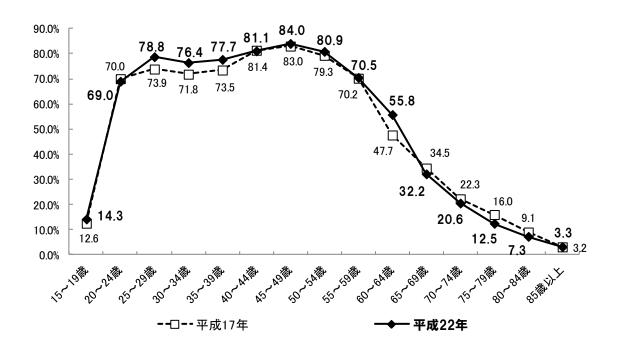
■就業率の推移(全国・島根県との比較)

			平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年
	全国	就業率(%)	72.6	70.3	68.3
男性	島根県	就業率(%)	72.3	69.3	67.4
(15 歳以上)	浜田市	就業者数(人)	19,126	17,482	16,124
	(共田市)	就業率(%)	72.6	68.1	62.1
	全国	就業率(%)	46.6	46.4	47.1
女性 (15 歳以上)	島根県	就業率(%)	49.5	48.3	48.7
	浜田市	就業者数(人)	14,920	14,052	13,022
	共田川	就業率(%)	50.2	48.4	47.5

資料:国勢調査

② 女性の年齢別就業率

女性の就業率を年齢別にみると、平成 22 年では平成 17 年と比べて 25 歳~29 歳、30 ~34 歳、35~39 歳で上昇しています。結婚・出産にあたる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するいわゆる「M 字カーブ」については、本市では全国に比べて落ち込みが低く抑えられています。



■女性の年齢別就業率(全国·島根県との比較)

	浜田市		島根県	全国
基準年	平成 17 年	平成 22 年	平成 22 年	平成 22 年
15~19 歳	12.6	14.3	10.5	13.7
20~24 歳	70.0	69.0	74.0	64.3
25~29 歳	73.9	78.8	79.3	73.0
30~34 歳	71.8	76.4	76.8	65.0
35~39 歳	73.5	77.7	78.0	64.2
40~44 歳	81.4	81.1	81.0	69.0
45~49 歳	83.0	84.0	83.0	72.8
50~54 歳	79.3	80.9	80.4	70.7
55~59 歳	70.2	70.5	70.5	61.8
60~64 歳	47.7	55.8	51.9	45.7
65~69 歳	34.5	32.2	33.3	28.5
70~74 歳	22.3	20.6	21.6	17.4
75~79 歳	16.0	12.5	13.6	10.3
80~84 歳	9.1	7.3	7.8	6.2
85 歳以上	3.2	3.3	2.9	2.5

資料:国勢調査

2 教育・保育や子育て支援に関する現状

(1)子どもの数の推移

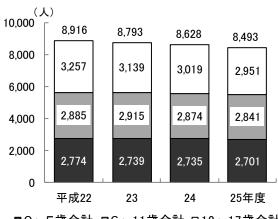
本市における子ども($O\sim17$ 歳)の数の推移は、平成 22 年度から平成 25 年度において減少傾向で推移しており、平成 25 年4月1日現在で $O\sim5$ 歳人口が 2,701 人、 $O\sim17$ 歳人口が 8,493 人となっています。

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
0歳(人)	445	460	438	430
1, 2歳(人)	909	909	927	899
3~5歳(人)	1,420	1,370	1,370	1,372
0~5歳合計(人)	2,774	2,739	2,735	2,701
6~11 歳合計(人)	2,885	2,915	2,874	2,841
12~17 歳合計(人)	3,257	3,139	3,019	2,951

■0~5歳人口の推移

3,000 (人) 2,774 2,739 2.735 2,701 2,500 1,420 1,370 1,370 1,372 2,000 1,500 1,000 909 909 927 899 500 460 445 438 430 0 平成22 23 24 25年度 ■ 0歳 ■1,2歳 □3~5歳

■0~17歳人口の推移



■0~5歳合計 ■6~11歳合計 □12~17歳合計

資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

(2)教育・保育施設や子育て支援サービスの利用状況

① 保育所入所児童数の推移

保育所入所児童数の推移をみると、定員数の拡大に合わせて入所児童数も増加しています。定員に占める入所児童数の割合は 100%台前半を推移しています。

		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
仴	育所数(か所)	27	27	27	27
う	ち公立(か所)	1	0	0	0
定	[員数(人)	1,730	1,775	1,815	1,835
ス	所児童数(人)	1,809	1,816	1,844	1,875
	O歳児(人)	140	144	123	145
	1歳児(人)	269	298	299	291
	2歳児(人)	313	326	340	350
	3歳児(人)	366	341	361	364
	4, 5歳児(人)	721	707	721	725
定	登員に占める入所児童割合(%)	104.6	102.3	101.6	102.2

資料:市調べ(各年度4月1日現在)

② 幼稚園入園児童数の推移

幼稚園入園児童数は、平成23年度以降は220人台から230人台を推移しています。

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
幼稚園数	6	6	6	6
うち公立	4	4	4	4
入園児童数	284	238	222	227
3歳児	72	67	64	71
4歳児	95	79	77	66
5歳児	112	88	79	88
特別支援保育児童	5	4	2	2

資料:市調べ(各年度5月1日現在)

③ 保育サービス利用・実施状況

保育サービスの利用状況は、以下のとおりとなっています。病児・病後児保育利用児童 数が平成 25 年度では 433 人となっており、過去4年間で最も多くなっています。

また実施状況では、特定保育や延長保育(時間外保育)について、平成 22 年度以降実施箇所が増えています。

		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
杜克伊本	延べ利用児童数(人)	895	732	602	681
特定保育 	実施箇所数(か所)	9	11	10	11
延 医伊杏	延べ利用児童数(人)	3,626	3,426	3,664	3,804
延長保育	実施箇所数(か所)	22	23	24	24
休日保育	延べ利用児童数(人)	234	294	328	286
	実施箇所数(か所)	1	1	1	1
病児·病後児保育	延べ利用児童数(人)	355	284	300	433
	実施箇所数(か所)	1	1	1	1
一時預かり	延べ利用児童数(人)	1,958	1,965	2,046	1,326
	実施箇所数(か所)	24	25	24	25

資料:市調べ

④ 小中学校児童・生徒数の推移

小学校、中学校の児童・生徒数は、以下のとおりとなっています。小学校は平成 25 年度に5校が、平成26年度に2校が統合されたことにより、平成 26 年5月1日現在で 18 校となっています。

■小学校

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
学校数(校)	25	25	25	20
児童数(人)	2,859	2,906	2,855	2,834

資料:市調べ(各年度5月1日現在)

■中学校

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
学校数(校)	9	9	9	9
生徒数(人)	1,541	1,507	1,440	1,380

資料:市調べ(各年度5月1日現在)

⑤ 放課後児童クラブ

放課後児童クラブの利用児童数は、平成 23 年度以降、市内対象児童数(1~3年生) に占める割合が30%台後半で推移しています。

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実利用児童数(人)	587	569	567	523
実施校区数(校)	15	15	16	16
実施箇所数(箇所)	16	16	17	17
市内対象児童数(1~3年生)に占める割合(%)	40.3	38.8	39.9	37.7
小学校1~3年生児童数合計(人)	1,457	1,468	1,420	1,386

資料:市調べ(各年度5月1日現在)

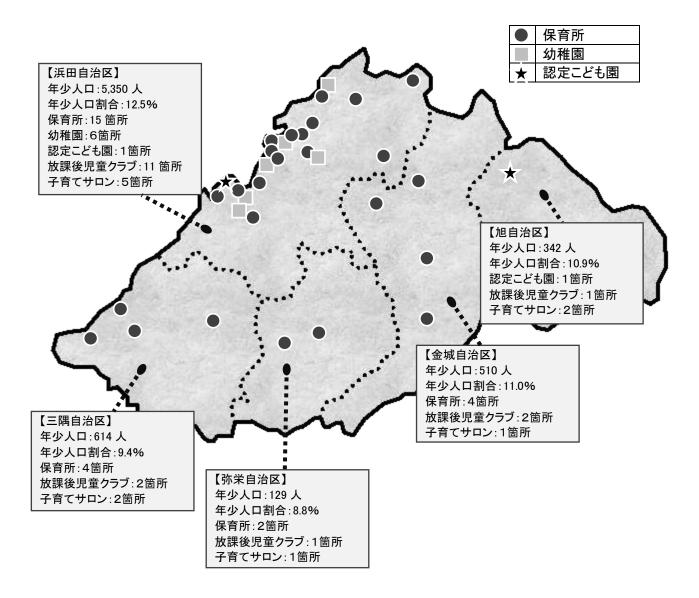
⑥ ファミリー・サポートセンターの利用状況

ファミリー・サポートセンターの会員数は、年度により増減がみられるものの、依頼会員数が 400 人前後、協力会員数が 150 人前後、両方会員数が 80 人前後で推移しています。

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
依頼会員数(人)	392	411	424	406
協力会員数(人)	134	152	149	153
両方会員数(人)	88	81	77	76
延べ利用件数(件)	493	672	715	587

資料:市調べ(各年度3月末現在)

■自治区ごとの年少人口や教育・保育施設、子育て支援サービス等の提供状況(平成 25 年度現在)



(3) 母子保健の状況

母子保健の状況は、以下のとおりとなっています。

		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
母子健康手帳交付数	交付数(人)	456	464	436	452
妊婦一般健康診査	受診延べ人数(人)	5,346	5,235	5,114	5,082
乳児一般健康診査	受診延べ人数(人)	657	641	617	677
	対象者(人)	451	452	451	423
乳児健康診査	受診者(人)	438	447	438	399
	受診率(%)	97.1	98.9	97.1	94.3
1歳6か月児健康診査	対象者(人)	442	484	460	454
	受診者(人)	426	461	435	442
	受診率(%)	96.4	95.2	94.6	97.4
3歳児健康診査	対象者(人)	471	458	462	465
	受診者(人)	448	434	440	429
	受診率(%)	95.1	94.8	95.2	92.3

資料:市調べ

3 浜田市次世代育成支援計画(後期計画)の進捗状況

■サービス目標事業量の達成状況

■り一口入口保事未里の	平成 21 年度 平成 25 年度 _{日標東地}					
事業名	単位	平成 21 年度 実績	平成 25 年度 実績 ^{※1}	目標事業量※2		
	定員数合計(人)	1,715	1,835	1,775		
	くうち家庭的保育(人)>	<未実施>	<0>	<検討>		
通常保育事業	3歳未満児(人)	686	715	710		
应市 体育事术	くうち家庭的保育(人)>	<未実施>	<0>	<検討>		
	3歳以上児(人)	1,029	1,120	1,065		
	くうち家庭的保育(人)>	<未実施>	<0>	<検討>		
特定保育事業	実施箇所数(箇所数)	11	11	11		
延長保育事業	実施箇所数(箇所数)	22	24	26		
建 技体自争未	定員数(人)	280	280	390		
夜間保育事業	実施箇所数(箇所数)	未実施	未実施	検討		
トワイライトステイ事業	実施箇所数(箇所数)	未実施	2	検討		
休日保育事業	実施箇所数(箇所数)	1	1	2		
乳幼児健康支援一時預	実施箇所数(箇所数)	1	1	2		
かり事業(病児対応型・ 病後児対応型)	延べ利用日数(日)	300	300	300		
乳幼児健康支援一時預						
かり事業(体調不良児対 応型)	延べ利用日数(日)	未実施	未実施	検討		
	実施箇所数(箇所数)	18	17	18		
	定員数(人)	547	740 ^{*3}	565		
	ALRA (VV)	0+1	7 +0	000		
地域子育て拠点事業	実施箇所数(箇所数)	2	2	3		
一時預かり事業	実施箇所数(箇所数)	26	25	26		
**リスペノザ木	延べ利用日数(日)	240	240	240		
ショートステイ事業	実施箇所数(箇所数)	1	2	1		
ファミリー・サポート センター事業	実施箇所数(箇所数)	1	1	1		
放課後子ども教室	実施箇所数(箇所数)	8	8	8		
子育て支援総合コーディ ネーター		設置	設置	設置		
要保護児童対策地域協 議会		設置	設置	設置		

^{※1 4}月1日現在(延べで集計するものを除く) ※2 平成26年度に達成することをめざし、平成22年3月 に設定した目標事業量 ※3 平成26年4月1日現在

4 アンケート結果の概要

(1)調査の概要

子どもをもつ保護者の子育てを取り巻く状況や子育て支援サービス等の利用意向、中学生・高校生の結婚や子育てへの意識を把握し、計画策定への基礎資料とするため、以下のとおり「浜田市子ども・子育てに関する市民実態調査」(就学前児童保護者調査、小学生保護者調査)、「中学生・高校生の日常生活と意識に関するアンケート」(中学生・高校生調査)を実施しました。(実施時期 平成25年11月15日~平成25年11月25日)

	就学前児童保護者調査	小学生保護者調査	中学生•高校生調査
調査地域	浜田市全域((中学生・高校生について)	は一部市外)
調査対象	市内在住で就学前児童 (O~5歳)のいる世 帯	市内在住で小学生のいる世帯	市内の中学校・高校に 通う、もしくは市に住 民票のある中学生・高 校生
調査票配布数	2,147	2,117	2,990
調査方法	・郵送による配布・ 回収 ・保育所(園)を通じ て配布・回収	・学校を通じて配布・ 回収	・学校を通じて配布・回収
調査票回収数	1,626	1,688	2,795
回収率	75.7%	79.7%	93.5%

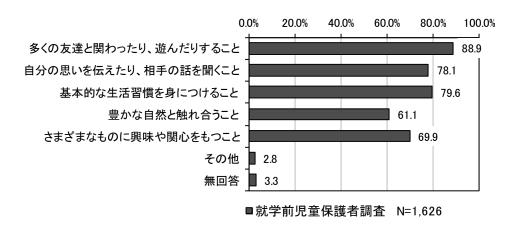
(2) アンケート結果の概要

① 子どもの育ちについて

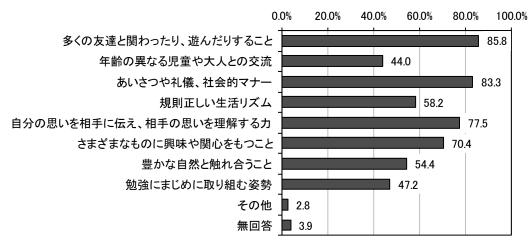
◎子どもに経験させたいこと、学んでほしいこと

就学前児童保護者に対し、小学校に入学する前に子どもに経験させたいこと、学んでほしいことを聞いたところ、「多くの友達と関わったり、遊んだりすること」が 88.9%で最も高く、「基本的な生活習慣を身につけること」が 79.6%、「自分の思いを伝えたり、相手の話を聞くこと」が 78.1%で続いています。小学生の間に経験させたいこと、学んでほしいことでは、「多くの友達と関わったり、遊んだりすること」が同様に最も高く、「あいさつや礼儀、社会的マナー」が続いています。

■小学校に入学する前に子どもに経験させたいこと、学んでほしいことは何ですか。 (複数回答【就学前児童保護者調査】「N」とは調査サンプル数のこと(以下同じ))



■小学生の間に子どもに経験させたいこと、学んでほしいことは何ですか。 (複数回答【小学生保護者調査】)

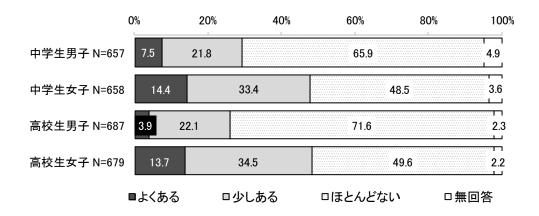


■小学生保護者調査 N=1,688

◎小さな子ども(小学校に入る前の乳幼児)の世話をした経験があるか

中学生・高校生に対し、小さな子ども(小学校に入る前の乳幼児)にご飯を食べさせたり、おむつをかえたりした経験があるかを聞いたところ、中学生女子では「よくある」「少しある」の合計が47.8%、高校生女子では48.2%となっており、中学生男子・高校生男子と比べて高くなっています。「ほとんどない」と回答した割合も中学生女子、高校生女子で5割弱、中学生男子、高校生男子で6割台半ばから7割台前半となっており、男女に差がみられます。

■小さな子ども(小学校に入る前の乳幼児)にご飯を食べさせたり、おむつをかえたりした経験はありますか。(単数回答【中学生・高校生調査】)

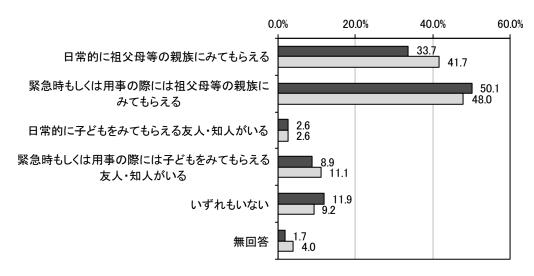


② お子さんをみてもらえる状況や保護者の悩みごとについて

◎日頃子どもをみてもらえる人がいるか

日頃お子さんをみてもらえる親族・知人がいるかについては、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」と回答した割合が就学前児童保護者で 33.7%、小学生保護者で 41.7%となっており、小学生保護者が上回っています。「いずれもいない」が、就学前児童保護者では 11.9%となっており、一時預かり等の保育サービスや地域の協力等支援が必要であることがうかがえます。

■日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人はいますか。(複数回答)



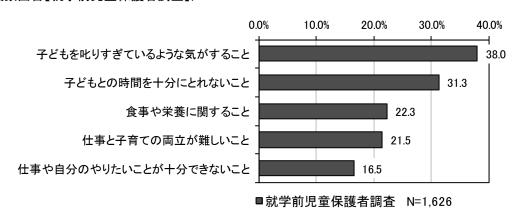
■就学前児童保護者調査 N=1,626

□小学生保護者調査 N=1,688

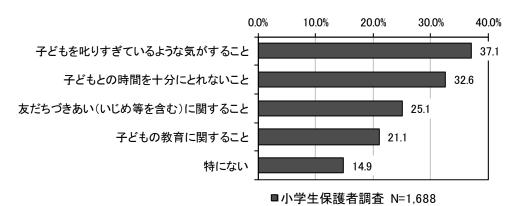
◎保護者の悩み、気になること

就学前児童保護者に対し、子育てに関して日常悩んでいること、または気になることを聞いたところ、「子どもを叱りすぎているような気がすること」「子どもとの時間を十分にとれないこと」の割合が高くなっているほか、「食事や栄養に関すること」が2割前後となっています。小学生保護者では、「子どもを叱りすぎているような気がすること」「子どもとの時間を十分にとれないこと」に加えて、「友だちづきあい(いじめ等を含む)に関すること」「子どもの教育に関すること」の割合が高くなっています。

■子育てに関して、日常悩んでいること、または気になることはどのようなことですか。 (複数回答【就学前児童保護者調査】)



■子育てに関して、日常悩んでいること、または気になることはどのようなことですか。 (複数回答【小学生保護者調査】)

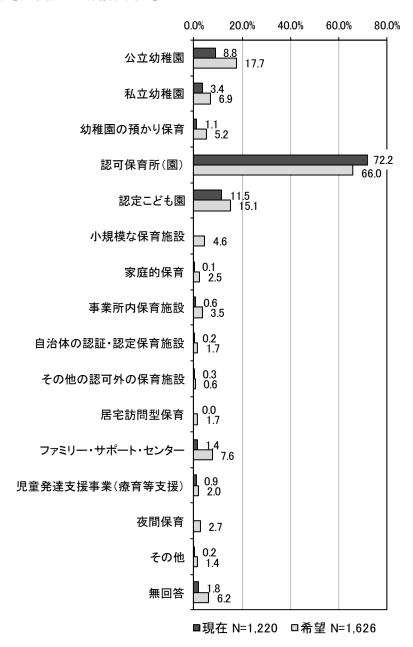


③ 教育・保育施設について

◎現在利用している教育・保育事業

現在教育・保育事業を利用している方の利用事業の内訳をみると、「認可保育所(園)」が 72.2%で最も高く、「公立幼稚園」「私立幼稚園」の合計が 12.2%、「認定こども園」が 11.5%で続いています。

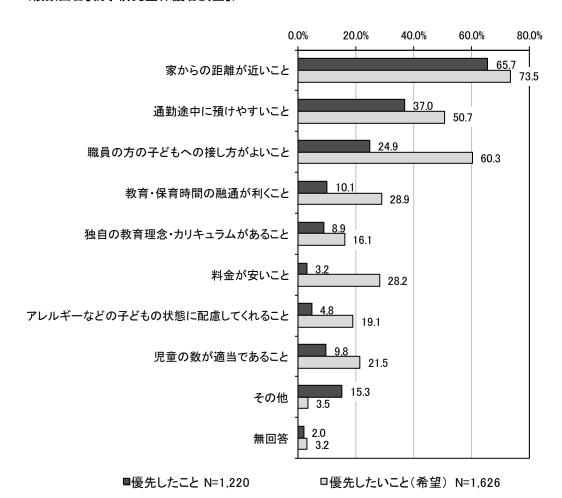
■年間を通じて「定期的に」利用している事業、利用したいと考える事業は何ですか。 (複数回答【就学前児童保護者調査】)



◎利用する教育・保育事業に求めること、優先したいこと

就学前児童保護者調査では、幼稚園や保育所を選ぶ際に優先したこと、優先したいことともに、「家からの距離が近いこと」が最も高くなっており、通園・通所の利便性が重視されていることがわかります。また、優先したいことでは、「職員の方の子どもへの接し方がよいこと」が60.3%と高くなっています。

■幼稚園や保育所等を選ぶ際に優先したこと、優先したいことは何ですか。 (複数回答【就学前児童保護者調査】)



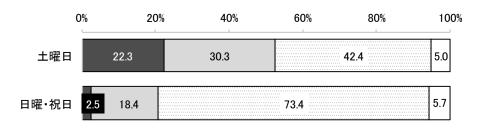
24

◎ 土曜や日曜・祝日の教育・保育の利用希望

就学前児童保護者調査において、土曜日では、「ほぼ毎週利用したい」が 22.3%、「月に1~2回は利用したい」が 30.3%となっており、頻度の差はありますが約半数が利用したいと回答しています。日曜・祝日では、73.4%が「利用する必要はない」と回答していますが、「月に1~2回は利用したい」が 18.4%となっています。

■土曜日と日曜・祝日に、定期的な教育・保育事業の利用希望はありますか。

(単数回答【就学前児童保護者調査 N=1,626】)



■ほぼ毎週利用したい □月に1~2回は利用したい □利用する必要はない □無回答

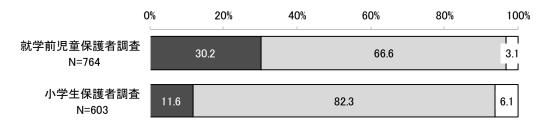
④ 保育サービス等の利用希望について

◎病児・病後児保育の利用希望

お子さんが病気やケガの際に「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」と回答 した割合は、就学前児童保護者では 30.2%となっており、小学生保護者と比べてニーズ が高くなっています。

■お子さんが病気やケガの際、父母が休んだことがある方が回答

その際、病児・病後児のための保育施設等を利用したいと思いましたか。(単数回答)



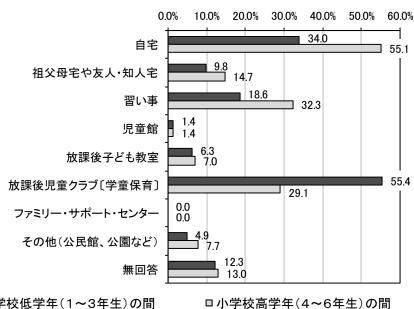
■できれば病児・病後児保育施設等を利用したい □利用したいとは思わない □無回答

◎放課後過ごさせたい場所

就学前児童保護者調査において、低学年では「放課後児童クラブ(学童保育)」が 55.4%と半数以上が利用したいと回答しています。高学年では「自宅」、「習い事」が高く なっています。

■お子さんが5歳以上の方が回答

小学校低学年(1~3年生)、小学校高学年(4~6年生)それぞれについて、放課後の時間に、お子 さんをどのような場所で過ごさせたいと思いますか。(複数回答【就学前児童保護者調査 N=285】)

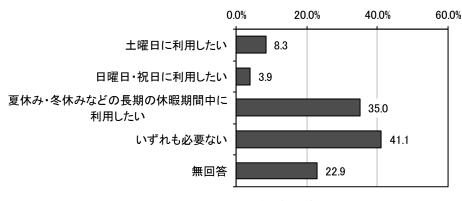


■小学校低学年(1~3年生)の間

◎土曜日や日曜・祝日における放課後児童クラブの利用希望

「いずれも必要ない」が 41.1%で最も高くなっている一方で、「夏休み・冬休みなどの 長期の休暇中に利用したい」が35.0%となっています。

■土曜日や日曜・祝日、夏休みや冬休みなどの長期休暇中の放課後児童クラブの利用希望はあります か。(複数回答【小学生保護者調査 N=1,688】)

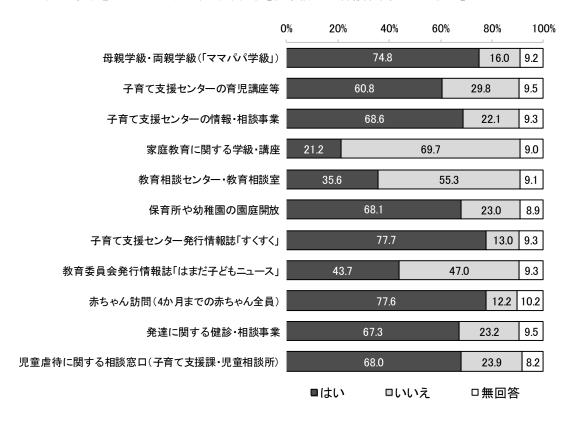


■小学生保護者調査 N=1.688

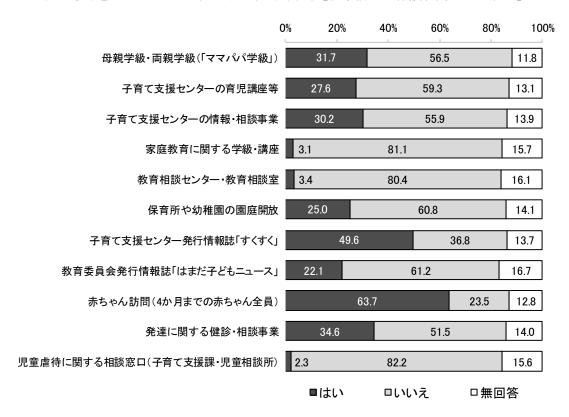
◎各事業の認知度、利用実績と今後の利用希望

就学前児童保護者に対し、各事業を知っているか聞いたところ、「子育て支援センター発行情報誌『すくすく』」「赤ちゃん訪問」「母親学級・両親学級(「ママパパ学級」)」で「はい」の割合が7割以上となっています。今後利用したいと思う事業では、「発達に関する健診・相談事業」が 44.6%と高くなっています。「家庭教育に関する学級・講座」は、これまで利用したことのある割合が 3.1%である一方、今後利用したいと思う割合は 27.2%、「教育相談センター・教育相談室」は、これまで利用したことのある割合が 3.4%に対し、今後利用したいと思う割合は 25.3%となっており、それぞれ今後の利用希望が高くなっています。

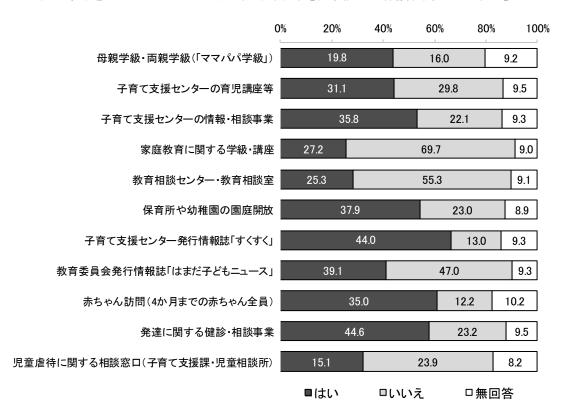
■下記の事業を知っていますか。(単数回答【就学前児童保護者調査 N=1,688】)



■下記の事業を利用したことがありますか。(単数回答【就学前児童保護者調査 N=1,688】)



■下記の事業を利用したいと思いますか。(単数回答【就学前児童保護者調査 N=1,688】)

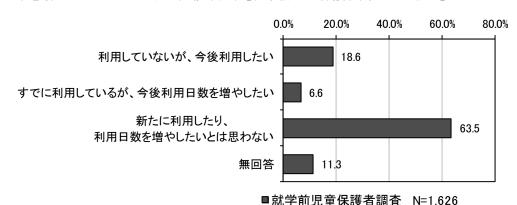


⑤ 地域での子育て支援について

◎地域子育て支援拠点事業の利用希望

就学前児童保護者に対し、地域子育て支援拠点事業(乳幼児のいる子育で中の親子の交流や育児相談、情報提供等を子育て支援センター等で実施)の利用希望を聞いたところ、「利用していないが、今後利用したい」が 18.6%となっており、新規に利用を希望する方が約2割となっています。

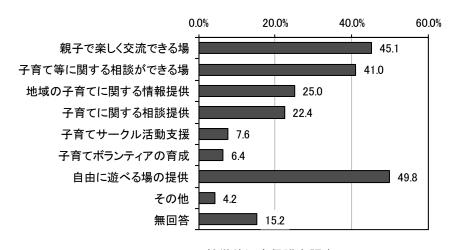
■地域子育て支援拠点事業について、今は利用していないが、できれば今後利用したい、あるいは、利用日数を増やしたいと思いますか。(複数回答【就学前児童保護者調査 N=1,626】)



◎地域子育て支援拠点事業に求めるもの

就学前児童保護者に対し、地域子育て支援拠点事業に求めるものを聞いたところ、「自由に遊べる場の提供」が 49.8%で最も高く、次いで「親子で楽しく交流できる場」が 45.1%、「子育て等に関する相談ができる場」が 41.0%で続いています。

■地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター等)に求めるものは何ですか。 (複数回答【就学前児童保護者調査 N=1,626】)

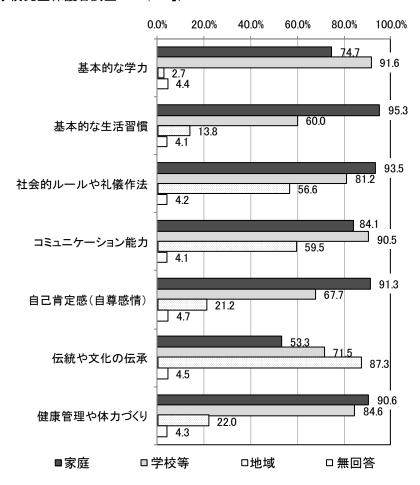


■就学前児童保護者調査 N=1,626

◎ 子どもの育ちに対する家庭と学校、地域の役割について

就学前児童保護者に対する調査では、子どもの育ちに対する家庭と学校、地域の役割について、家庭が担うものとする回答が多かったのは「基本的な生活習慣」や「社会的ルールや礼儀作法」、「自己肯定感(自尊感情)」、「健康管理や体力づくり」であり、9割以上となっています。学校等が担うものとする回答が多かったのは、「基本的な学力」と「コミュニケーション能力」です。地域が担うものとしては、「伝統や文化の伝承」が87.3%と高くなっていますが、「社会的ルールや礼儀作法」、「コミュニケーション能力」も半数以上回答がありました。

■基本的な学力や社会的ルール、マナー等を子どもたちに育んでいく役目を担うのは誰だと思いますか。(複数回答【【就学前児童保護者調査 N=1,626】)



第3章 計画の基本理念

1 計画の基本理念

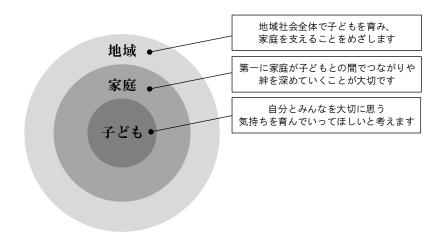
育もう 自分とみんなを大切にする"浜田っ子"

~家庭が育て、地域社会が支えるまちへ~

乳幼児期は、子どもの中に人に対する基本的な信頼感や自信を養う重要な時期であると言われます。浜田市に生まれ、浜田市の将来を担っていく子どもたちにも、自分のことを好きで大切に思う子どもであってほしいと考えます。それはなにより、自分を大切に思う気持ちが、自分と同じように他者を思いやる気持ちを養う土台にあると思うからです。そして、以後の成長段階で地域社会の多くの人と関わりをもつ中で、周囲を大切に思う気持ちを一層育んでいってほしいと考えます。

こうした子どもを育んでいくためには、第一に、保護者と子どもとの間でつながりや絆を深めていくことが大切です。しかし、保護者の就労形態の多様化や核家族化の進行が本市でもみられており、子育てを取り巻く環境は変化をしています。保護者の子育てへの負担や孤立感を和らげ、保護者がゆとりをもって子どもと接することができるよう、地域や行政の協働で子育て家庭を支えることが求められます。

本市には、全国に誇る海や山、これら自然資源に伴う漁業や農業といった産業、また石 見神楽や石州半紙などの伝統文化が根付いています。また、こうした自然・文化資源に関 わる多くの市民やこれまで子育てを行ってきた数多くの先輩がいます。これまで培ってき た資源や人々との交流を通じ、浜田市の子どもたちを心豊かに育み、子育て家庭を支援す ることをめざします。



2 計画の基本目標

以上の基本理念のもと子ども・子育て支援を推進するにあたり、基本目標を以下のように定めます。

基本目標1 子ども~自分とみんなを大切にする"浜田っ子"を育みます~

"子どもの育ち"に視点を向け、健やかに成長することができ、周囲との関わりあいの中で豊かな人間性を育んでいくための遊びや教育の場づくりを推進します。

基本目標2 家庭~喜びを感じられる、ゆとりのある子育てを支えます~

"子育て家庭"に視点を向け、保護者がゆとりをもって子どもと向き合うことができるよう、保育サービスや経済的な支援の充実、地域と身近に関わりながら子育てのできる支援を推進します。

基本目標3 地域~地域のみんなで、安心・安全な子育て環境を整えます~

"地域や環境"に視点を向け、地域が子どもの育ちや子育てに積極的に関わることができ、保護者が仕事と家庭生活を両立しながら、安心して暮らすことのできるまちづくりを進めます。

3 施策体系

基本理念

育もう 自分とみんなを大切にする "浜田っ子" ~家庭が育て、地域社会が支えるまちへ~

基本目標1 子ども~自分とみんなを大切にする"浜田っ子"を育みます~

基本方針

1 健やかな育ちに 向けた支援の推進



施策分類

- ① 乳幼児期から小児期までの保健対策
- ② 小児期から思春期までの保健対策
- ③ 「食育」の推進
- ④ 小児医療体制の充実
- ① 学校の教育環境の整備
- ② 遊びや体験活動を通じた健全育成の推進
- ③ 障がい児施策の充実
- ④ 次代の親の育成

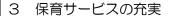
 豊かな人間性を育む 教育・遊びの推進

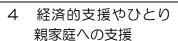


基本目標2 家庭~喜びを感じられる、ゆとりのある子育てを支えます~

基本方針

- 1 保護者の健康と児童 虐待防止への取組み
- 2 家庭の教育力向上と 相談体制の充実







施策分類

- ① 妊娠・出産・育児期の支援
- ② 児童虐待防止対策の充実
- ① 家庭における教育力の向上
- ② 相談支援体制の充実
- ① 保育サービスの充実
- ① 子育て家庭への経済的支援
- ② ひとり親家庭等の自立支援

基本目標3 地域~地域のみんなで、安心・安全な子育て環境を整えます~

基本方針

- 1 地域における 連携の促進
- 2 仕事と家庭生活の両立に向けた体制づくり
- 3 安心・安全なまちづくり



施策分類

- ① 子育て支援のネットワークづくり
- ② 子育て意識の啓発の推進
- ① 働きやすい環境づくりの整備
- ② 仕事と子育ての両立の推進
- ① 安全で快適なまちづくりの推進
- ② 子どもを犯罪被害等から守る活動の推進



第4章 目標事業量と確保の方策

1 将来における子どもの数の推計

目標事業量の設定にあたって、計画期間における子どもの人口の推計を、コーホート法*により行いました。

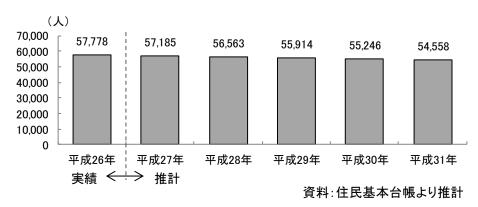
※すでに生存している人口については、コーホート(ある年齢層のかたまり)ごとに年々加齢していく人口を変化率を用いて求めると同時に、新たに生まれる人口については女性子ども比(20~44歳の女性に対するO歳児の比率)を用いて推計しています。

(1) 将来推計人口

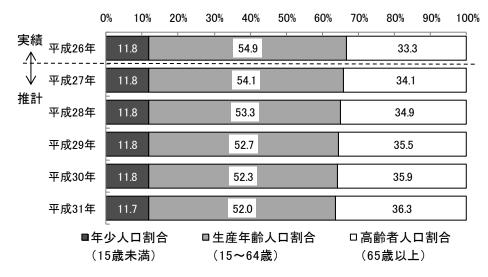
平成 27 年以降5年間の総人口における推計人口をみると、平成 29 年には 55,914 人、計画最終年の平成 31 年には 54,558 人まで減少するものと予測されます。

年齢3区分別人口割合の推移をみると、年少人口割合はほぼ横ばい、高齢者人口割合は右 肩上がりで推移するものと予測されます。

■平成27年以降5年間の人口推計



■平成 27 年以降5年間の年齢3区分別人口割合の推計

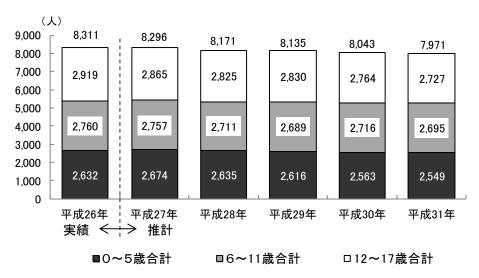


資料:住民基本台帳より推計

(2) 将来推計児童人口

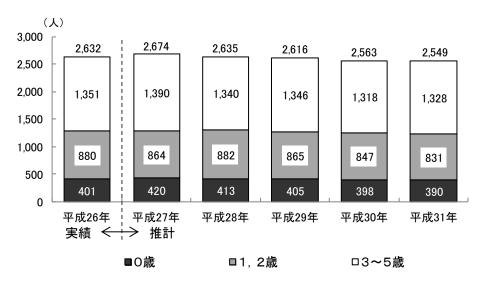
本市の推計児童人口をみると、平成 26 年(実績)から平成 31 年にかけて、減少傾向で推移すると予測されます。

■0歳から17歳の将来推計人口



資料:住民基本台帳より推計

■0歳から5歳の将来推計人口



資料:住民基本台帳より推計

2 教育・保育提供区域の設定

(1)区域設定の趣旨

子ども・子育て支援法に基づく基本指針(以下、「基本指針」という。)では、市町村は、 地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保 育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じ て、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域(以下「教育・保育提供区 域」という。)を定めます。そして、教育・保育施設や子ども・子育て支援の提供を、教育・ 保育提供区域ごとに行う必要があります。また、教育・保育提供区域は、認定区分(保育の 必要性や子どもの年齢による、施設給付を受け取るための区分)や事業ごとに設定してもよ いとされています。

(2) 浜田市の教育・保育提供区域

本市では、認定区分や事業ごとに、教育・保育提供区域を以下のように設定します。

	区域名	自治区	全市	その他
	区域数	5	1	
教	1号認定(3~5歳・教育)		•	
教育・保育	2号認定(3~5歳・保育)	•		
育	3号認定(O~2歳·保育)	•		
	利用者支援事業		•	
	地域子育て支援拠点事業		•	
tth	妊婦健康診査		•	
域。	乳児家庭全戸訪問事業		•	
ど	養育支援訪問事業		•	
地域子ども・子育て支援事業	子育て短期支援事業			•
育て	ファミリー・サポートセンター事業		•	
支煙	一時預かり事業(幼稚園在園者対象)		•	
事	一時預かり事業(在園児対応型以外)	•		
耒	延長保育事業	•		
	病児·病後児保育事業		•	
	放課後児童健全育成事業	•		

3 各年度における教育・保育の事業量の見込み、提供体制の 確保内容とその実施時期

(1) 前提となる考え方

基本指針では、幼稚園や保育所等の現在の利用状況と今後の利用希望を踏まえて、認定区分でとに目標事業量である「量の見込み」と事業の「提供体制」、その「実施時期」等を定めることとしています。認定区分は、以下のとおり1号、2号、3号の3つを設定します。

■認定区分と提供施設

	認定区分	提供施設
1号	3-5歳、幼児期の学校教育のみ	幼稚園、認定こども園
2号	3-5歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園
3号	O-2歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園、地域型保育事業

(2) 各年度における教育・保育の量の見込みと確保体制

① 1号認定(2号認定のうち、教育希望の高い方を含む)

◆量の見込みと確保方策の考え方◆

<量の見込みの考え方>

・アンケート調査による保護者の利用希望や実際の利用状況を踏まえた計画期間内における必要利用定員総数を、量の見込みとして設定します。

<確保方策の考え方>

・平成 26 年度現在、幼稚園 6 か所(公立4か所、私立2か所。定員合計 690 人)、保育所型認定こども園2か所(定員合計 40 人)の提供体制があります。平成27年度より私立幼稚園が1園閉園の予定となっていますが、残りの5園及び2か所の認定こども園により量の見込みを確保します。

■1号認定(2号認定のうち、教育希望の高い方を含む)

単位(実人数/年)

		平成 25 年度 (実績※1)	<u> </u>	z成 27 年月	支	平成 28 年度			
全市		利用者数	1号	2号(教育)	合計	1号	2号(教育)	合計	
		们们自然	3-5 歳	3-5 歳		3-5 歳	3-5 歳		
①量の見込		240	191	75	266	186	73	259	
	特定教育· 保育施設	730	_	-	435	-	-	435	
2-1		490	-	_	169	_	_	176	

		4	成 29 年原	度	<u> </u>	成 30 年原		平成 31 年度			
全市		1号	2号(教育)	合計	1号	2号(教育)	合計	1号	2号(教育)	合計	
		3-5 歳	3-5 歳	口印	3-5 歳	3-5 歳	口前	3-5 歳	3-5 歳		
①量の見込		187	74	261	182	73	255	184	73	257	
②確保 の内容 ^{※2}	特定教育· 保育施設	-	-	435	-	-	435	-	-	435	
2-1		_	_	174	_	_	180	-	_	178	

- ※1 実績は5月1日現在
- ※2 平成 25 年度は幼稚園と認定こども園(幼児部利用)の総定員。平成 27 年度以降は利用 定員の合計を掲載。

② 2号認定及び3号認定

◆量の見込みと確保方策の考え方◆

<量の見込みの考え方>

- ・アンケート調査による保護者の利用希望や実際の利用状況を踏まえた計画期間内における必要利用定員総数を、量の見込みとして設定します。
- ・浜田自治区については、近年の保育所入所率の高まりも考慮し、量を見込んでいます。
- ・各自治区の量の見込みの設定にあたっては、居住する自治区ではない他の自治区での保 育施設の利用意向も踏まえて算出しています。

<確保方策の考え方>

- ・平成 26 年度現在、保育所 24 か所(すべて私立。定員合計 1,645 人)、認定こども園 2か所(ともに私立。定員合計 230 人)の提供体制があります。
- ・3号認定については、既存施設の定員増や私立保育所の新設等により、受け入れ数の確保を図ります。

■全市 単位(実人数/年)

		平成 25 年度(実績※)			平	成 27 年	度	平成 28 年度			
	全市	;	利用者数		2号	3 -	号	2号 3・		号	
		3-5 歳	1-2 歳	0歳	3-5 歳	1-2 歳	0 歳	3-5 歳	1-2 歳	0 歳	
1	量の見込	1,097	671	221	1,075	659	222	1,032	673	218	
2	確保の内容			1,875	1,081	613	181	1,081	623	191	
	特定教育・保育施設			1,875	1,081	613	181	1,081	623	191	
	特定地域型保育事業			0	0	0	0	0	0	0	
2-1				▲ 114	6	▲ 46	▲ 41	49	▲ 50	▲ 27	

		平	平成 29 年度			成 30 年	度	平成 31 年度			
	全市	2号	3号		2号	3 -	号	2号 3		号	
		3-5 歳	1-2 歳	0 歳	3-5 歳	1-2 歳	0 歳	3-5 歳	1-2 歳	0 歳	
1	量の見込	1,038	661	214	1,016	645	210	1,023	633	205	
2	確保の内容	1,081	633	201	1,081	643	211	1,081	653	221	
	特定教育・保育施設	1,081	633	201	1,081	643	211	1,081	653	221	
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
2-1		43	▲ 28	▲ 13	65	▲ 2	1	58	20	16	

※実績は10月1日現在

■浜田自治区

単位(実人数/年)

		平成 25 年度(実績※)			平	成 27 年		平成 28 年度			
	浜田自治区	利用者数			2号	3号		2号 35		号	
		3-5 歳	1-2 歳	0 歳	3-5 歳	1-2 歳	0 歳	3-5 歳	1-2 歳	0 歳	
1	量の見込	805	512	181	816	512	178	798	525	175	
2	確保の内容	1,380			775	467	138	775	477	148	
	特定教育・保育施設			1,380	775	467	138	775	477	148	
	地域型保育事業	0			0	0	0	0	0	0	
2)-(1)			▲ 118	▲ 41	▲ 45	4 40	▲ 23	▲ 48	▲ 27	

		平	成 29 年	变	平	成 30 年	隻	平成 31 年度			
	浜田自治区	2号	3 -	号	2号	3 -	号	2号 3		号	
		3-5 歳	1-2 歳	0 歳	3-5 歳	1-2 歳	0 歳	3-5 歳	1-2 歳	0 歳	
1	量の見込	806	516	172	786	507	169	795	496	166	
2	確保の内容	775	487	158	775	497	168	775	507	178	
	特定教育・保育施設	775	487	158	775	497	168	775	507	178	
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
2)-(1)	▲ 31	▲29	▲ 14	▲ 11	▲ 10	1	▲20	11	12	

[※]実績は10月1日現在

■金城自治区

単位(実人数/年)

		平成 25 年度 (実績*)			平	成 27 年	度	平成 28 年度			
	金城自治区		利用者数		2号	3 -	号	2号 3号		号	
		3-5 歳	1-2 歳	0 歳	3-5 歳	1-2 歳	0 歳	3-5 歳	1-2 歳	0 歳	
1	量の見込	109	56	17	89	51	17	74	54	17	
2	確保の内容			190	114	59	17	114	59	17	
	特定教育・保育施設			190	114	59	17	114	59	17	
	地域型保育事業			0	0	0	0	0	0	0	
2-1				8	25	8	0	40	5	0	

		平成 29 年度			平	成 30 年原	芰	平成 31 年度			
	金城自治区	2号	3号		2号	3号		2号 3号		号	
		3-5 歳	1-2 歳	0 歳	3-5 歳	1-2 歳	0 歳	3-5 歳	1-2 歳	0 歳	
1	量の見込	77	52	16	79	50	16	80	49	15	
2	確保の内容	114	59	17	114	59	17	114	59	17	
	特定教育・保育施設	114	59	17	114	59	17	114	59	17	
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
2	-1)	37	7	1	35	9	1	34	10	2	

※実績は10月1日現在

■旭自治区

単位(実人数/年)

		平成 25 年度 (実績*)			म	成 27 年原	度	平成 28 年度			
	旭自治区		利用者数		2号	3 -	号	2号 3号		号	
		3-5 歳	1-2 歳	0 歳	3-5 歳	1-2 歳	0 歳	3-5 歳	1-2 歳	0 歳	
1	量の見込	55	36	11	66	29	6	62	29	6	
2	確保の内容			100	68	22	10	68	22	10	
	特定教育・保育施設			100	68	22	10	68	22	10	
	地域型保育事業			0	0	0	0	0	0	0	
2-1				▲ 2	2	▲ 7	4	6	▲ 7	4	

		平成 29 年度			平	成 30 年原	隻	平成 31 年度			
	旭自治区	2号	3号		2号	3 -	号	2号 3		3号	
		3-5 歳	1-2 歳	0 歳	3-5 歳	1-2 歳	0 歳	3-5 歳	1-2 歳	0 歳	
1	量の見込	57	29	6	52	28	6	50	28	6	
2	確保の内容	68	22	10	68	22	10	68	22	10	
	特定教育・保育施設	68	22	10	68	22	10	68	22	10	
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
2-1		11	▲ 7	4	16	▲ 6	4	18	▲ 6	4	

[※]実績は10月1日現在

■弥栄自治区

単位(実人数/年)

		平成 25	年度(実	€績 [※])	<u> </u>	成 27 年	度	平成 28 年度		
	弥栄自治区	利用者数		2号	3 -	号	2号 3号		号	
		3-5 歳	1-2 歳	0 歳	3-5 歳	1-2 歳	0 歳	3-5 歳	1-2 歳	0 歳
①量の見込		25	12	2	17	9	3	17	9	3
2	確保の内容	40		27	9	4	27	9	4	
	特定教育・保育施設			40	27	9	4	27	9	4
地域型保育事業		0		0	0	0	0	0	0	
2-1				0	10	0	1	10	0	1

		平	成 29 年	变	平	成 30 年原	芰	平成 31 年度		
	弥栄自治区	2号	3 -	号	2号	3 -	号	2号	3 -	号
		3-5 歳	1-2 歳	0 歳	3-5 歳	1-2 歳	0 歳	3-5 歳	1-2 歳	0 歳
1	量の見込	17	9	3	17	8	3	17	9	3
2	確保の内容	27	9	4	27	9	4	27	9	4
	特定教育・保育施設	27	9	4	27	9	4	27	9	4
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	-1)	10	1	1	10	1	1	10	0	1

※実績は10月1日現在

■三隅自治区

単位(実人数/年)

		平成 25	年度(実	績※)	平	成 27 年	度	平成 28 年度		
	三隅自治区	利用者数		2号	3 号		2号	2号 3号		
		3-5 歳	1-2 歳	0 歳	3-5 歳	1-2 歳	0 歳	3-5 歳	1-2 歳	0 歳
①量の見込		103	55	10	87	58	18	81	56	17
2	確保の内容			165	97	56	12	97	56	12
	特定教育・保育施設			165	97	56	12	97	56	12
地域型保育事業				0	0	0	0	0	0	0
2-1				▲ 3	10	▲ 2	▲ 6	16	0	▲ 5

		平	成 29 年		平	成 30 年	隻	平成 31 年度		
	三隅自治区	2号	2号 3号		2号	3 号		2号 3-		号
		3-5 歳	1-2 歳	0 歳	3-5 歳	1-2 歳	0 歳	3-5 歳	1-2 歳	0 歳
①量の見込		81	55	17	82	52	16	81	51	15
2	確保の内容	97	56	12	97	56	12	97	56	12
	特定教育・保育施設	97	56	12	97	56	12	97	56	12
地域型保育事業		0	0	0	0	0	0	0	0	0
2-1		16	1	▲ 5	15	4	_ 4	16	5	▲ 3

[※]実績は10月1日現在

4 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、 提供体制の確保内容、実施時期等

(1) 前提となる考え方

基本指針では、地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況と今後の利用希望を踏まえて、事業ごとに「量の見込み」と「提供体制」、「実施時期」等を定めることとしています。 地域子ども・子育て支援事業とは、子育て支援法に定められた、(2)に挙げる 13 の事業のことです。

(2) 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保体制

① 利用者支援事業

◆量の見込みと確保方策の考え方◆

<量の見込みの考え方>

・浜田市における教育・保育施設や子育て支援サービス、その他の子育て支援に関する地域資源を利用者が効果的にまた円滑に利用できるよう、市で1か所実施します。

<確保方策の考え方>

- ・現在は市の子育て支援課や子育て支援センターにて、相談や情報提供を行っています。
- ・平成 27 年度より子育て支援課に利用者支援に向けた総合的な相談窓口を設置し、市の子 ども・子育て支援事業に関する情報提供や関係機関との連絡・調整を中心的に担います。

	実績		目標事業量						
	25 年度	27 年度	30 年度	31 年度					
量の見込み	Oか所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所			
確保の内容	Oか所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所			

② 地域子育て支援拠点事業

◆量の見込みと確保方策の考え方◆

<量の見込みの考え方>

・アンケート調査による保護者の利用希望や現在の利用状況を踏まえた月間延べ利用日数 見込みを、量の見込みとして設定します。

<確保方策の考え方>

・現在は浜田市子育て支援センター「すくすく」、日脚保育園内の「ひなしっこクラブ」の 2か所で実施しています。今後は子育て支援の拠点となる総合的な支援センターの新設 を検討するとともに、在宅の子育て親子に対する子育て相談や育児に関する情報提供、 各種教室の充実に引き続き努めます。

単位(延べ回数/月)

	実績		目標事業量						
	25 年度	27 年度	30 年度	31 年度					
量の見込み	1,927	1,692	1,714	1,683	1,650	1,619			
確保の内容	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所			

③ 妊婦健康診査

◆量の見込みと確保方策の考え方◆

<量の見込みの考え方>

・O歳児の将来推計人数に、国の示す望ましい受診回数である14回(程度)の利用数を乗じて算出した年間延べ利用回数見込みを、量の見込みとして設定します。

<確保方策の考え方>

・下記の確保の内容により、できるだけ早く妊娠届ができるよう周知に努め、県内の医療機関のほかに、里帰り分娩にも対応して県外の医療機関委託や償還払いを行い、適切な 健診を受けられるよう今後も努めます。

単位(延べ回数/年)

		実績			目標事業量				
		25 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度		
量の見込み	量の見込み		5,880	5,880 5,782 5,670 5,572					
	実施場所	% 1	医療機関						
確保の	実施体制	% 2			個別に実施				
内容	検査項目	% 3		血液検査、原	尿検査等決め	られた項目			
	実施時期	% 4			随時				

※1 医療機関 ※2 個別に実施 ※3 血液検査、尿検査等決められた項目 ※4 随時

④ 赤ちゃん訪問事業 (乳児家庭全戸訪問事業)

◆量の見込みと確保方策の考え方◆

<量の見込みの考え方>

・O歳児の将来推計人数を必要な対象人数(年間実人数)とみなし、量の見込みを設定します。

<確保方策の考え方>

・現在は看護師・保健師等により、生後4か月までの乳児のいる原則すべての家庭を訪問 し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行っています。今後も民生児童 委員・主任児童委員等の地域の支援者と連携して事業の推進を図ります。

単位(実人数/年)

		実績	目標事業量						
		25 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度		
量の見込み	量の見込み		420	413	405	398	390		
確保の	実施体制	% 1	看護師・保健師等が訪問						
内容	実施機関	% 2	浜田市						

^{※1} 看護師・保健師等が訪問 ※2 浜田市

⑤ 養育支援訪問事業・要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)

◆量の見込みと確保方策の考え方◆

<量の見込みの考え方>

・養育支援訪問事業については、過去の訪問実績を踏まえた養育訪問の見込み数に加え、 新たに実施を予定している育児家事援助の実施見込み数を勘案した年間訪問件数見込み を、量の見込みとして設定します。

<確保方策の考え方>

- ・養育支援訪問事業については、これまで行ってきた養育訪問に加えて、日常の生活支援 を行う育児家事援助を実施します。赤ちゃん訪問事業等で把握した養育支援の必要な家 庭に対して、保健師等の専門職が継続的に訪問し、必要に応じてヘルパー等の派遣を行 います。
- ・要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)については、児童虐待防止・早期発見・早期対応に向けた取組みを進めます。

■養育支援訪問事業

単位(件数/年)

		実績			目標事業量				
		25 年度	27 年度	27 年度 28 年度 29 年度 30 年度 31 名					
量の見込み		133	170 170 170 170				170		
T#/II 0	実施体制	※ 1	養育訪問は相談員・保健師等。育児家事援助は民間業者等に委託						
確保の 内容	実施機関	% 2			浜田市				
L 1.E.	委託団体等	% 3		育児家事援助	めについては	民間業者等			

※1 相談員・保健師等が養育訪問を実施 ※2 浜田市 ※3 委託先はなし

⑥ 子育て短期支援事業

◆量の見込みと確保方策の考え方◆

<量の見込みの考え方>

・アンケート調査による保護者の利用希望を踏まえた年間延べ利用日数見込みを、量の見 込みとして設定します。

<確保方策の考え方>

・対象となる子どもの年齢に応じて、市内の児童養護施設や県内の乳児院等と連携を図り ながら対応します。

単位(延べ日数/年)

	実績		目標事業量						
	25 年度	27 年度	31 年度						
量の見込み	14	247	244	242	238	236			
確保の内容	〇か所	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所			

⑦ ファミリー・サポートセンター事業

◆量の見込みと確保方策の考え方◆

<量の見込みの考え方>

・ O 歳から小学校卒業までの子どもの将来推計人数と現在の利用状況を踏まえた年間延べ 利用日数見込みを、量の見込みとして設定します。

<確保方策の考え方>

・事務局を継続して1か所設置します。今後も会員同士の交流会や事業周知のための説明 会の開催、シルバー人材センター等類似のサービス提供団体との連携により、協力会員 の確保に努めます。

単位(延べ日数/年)

		実績	目標事業量						
		25 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度		
量の見込み	量の見込み		668	658	652	650	645		
確保の 内容	協力会員数	229人	230人	230人	230人	230人	230人		

⑧ ア. 一時預かり事業(幼稚園在園者対象)

◆量の見込みと確保方策の考え方◆

<量の見込みの考え方>

・アンケート調査による保護者の利用希望や現在の利用状況を勘案した年間延べ利用日数 見込みを、量の見込みとして設定します。

<確保方策の考え方>

・現在は私立幼稚園2か所と保育所型認定こども園2か所の計4か所で実施しており、今後も現状の体制により量の見込みを確保します。

単位(延べ日数/年)

		実績	目標事業量							
		25 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度			
量の見込み		2,652	10,425	10,162	10,250	10,140	10,227			
	1号利用	-	1,233	1,209	1,220	1,191	1,203			
	2号(教育希望)利用	-	9,192	8,953	9,030	8,949	9,024			
確	保の内容	2,652	10,425	10,162	10,250	10,140	10,227			

イ. 一時預かり事業(在園児対応型以外)

◆量の見込みと確保方策の考え方◆

<量の見込みの考え方>

・アンケート調査による保護者の利用希望や現在の利用状況を勘案した年間延べ利用日数 見込みを、量の見込みとして設定します。

<確保方策の考え方>

- ・現在は1か所の保育所を除く市内25か所で実施しており、今後も現状の体制を維持します。
- ・ファミリー・サポートセンター事業も活用し、受け入れ先の確保を図ります。

単位(延べ日数/年)

- 	項目		実績	目標事業量				
区域			25 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
	量の見込み		1,613	4,177	4,137	4,103	4,046	4,031
士会域	確保の内容		1,613	4,177	4,137	4,103	4,046	4,031
市全域		保育所での一時預かり	1,613	3,707	3,667	3,633	3,576	3,561
		ファミリー・サポート センター事業	-	470	470	470	470	470

	量	の見込み	1,053	2,868	2,879	2,852	2,793	2,765
海田市沙豆	確保の内容		1,053	2,868	2,879	2,852	2,793	2,765
浜田自治区		保育所での一時預かり	1,053	2,568	2,579	2,552	2,493	2,465
		ファミリー・サポート センター事業	-	300	300	300	300	300
	量	の見込み	230	415	381	383	386	388
金城自治区	確	保の内容	230	415	381	383	386	388
並城日冶区		保育所での一時預かり	230	365	331	333	336	338
		ファミリー・サポート センター事業	-	50	50	50	50	50
	量	の見込み	102	398	404	402	402	417
旭自治区	確	保の内容	102	398	404	402	402	417
心日心区		保育所での一時預かり	102	348	354	352	352	367
		ファミリー・サポート センター事業	_	50	50	50	50	50
	量	の見込み	114	116	113	113	116	119
弥栄自治区	確	保の内容	114	116	113	113	116	119
沙木日心区		保育所での一時預かり	114	96	93	93	96	99
		ファミリー・サポート センター事業	-	20	20	20	20	20
	量の見込み		114	380	360	353	349	342
三隅自治区	確	保の内容	114	380	360	353	349	342
—們日/10位		保育所での一時預かり	114	330	310	303	299	292
		ファミリー・サポート センター事業	-	50	50	50	50	50

⑨ 延長保育事業

◆量の見込みと確保方策の考え方◆

<量の見込みの考え方>

・アンケート調査による保護者の利用希望や現在の利用状況を勘案した年間実利用人数見 込みを、量の見込みとして設定します。

<確保方策の考え方>

・現在は1か所の保育所を除く市内25か所で実施しており、未実施施設においても利用者のニーズに対応した実施を検討します。

単位(実人数/年)

区域	古日	実績			目標事業量		
企 場	項目	25 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
±0#	量の見込み	886	554	545	541	530	527
市全域	確保の内容	886	554	545	541	530	527

活用白油豆	量の見込み	731	430	429	427	418	416
浜田自治区	確保の内容	731	430	429	427	418	416
金城自治区	量の見込み	59	38	35	35	35	35
立城日泊区	確保の内容	59	38	35	35	35	35
和白沙区	量の見込み	56	43	41	39	37	36
旭自治区	確保の内容	56	43	41	39	37	36
- 水	量の見込み	25	10	9	9	10	10
弥栄自治区	確保の内容	25	10	9	9	10	10
二四白沙区	量の見込み	15	33	31	31	30	30
三隅自治区	確保の内容	15	33	31	31	30	30

⑩ 病児・病後児保育事業

◆量の見込みと確保方策の考え方◆

<量の見込みの考え方>

・アンケート調査による保護者の利用希望や現在の利用状況を勘案した年間延べ利用日数 見込みを、量の見込みとして設定します。

<確保方策の考え方>

・現在は病児保育を市内1か所(斉藤医院内の「あんず保育室」)で実施しています。今後も 現状の体制維持に努めるとともに、ファミリー・サポートセンター事業の活用による病 児・病後児の預かりについても普及を図ります。

単位(延べ日数/年)

		実績			目標事業量		
		25 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
量	の見込み	433	694	686	680	668	664
確	保の内容	433	694	686	680	668	664
	病後児保育事業	433	644	636	630	618	614
	ファミリー・サポー トセンター事業	-	50	50	50	50	50

① 放課後子ども総合プラン

◆放課後児童クラブの量の見込みと確保方策の考え方◆

<量の見込みの考え方>

・アンケート調査による就学前のお子さんをもつ保護者の利用希望や現在の利用状況を踏まえた年間実利用人数見込みを、量の見込みとして設定します。

<確保方策の考え方>

- ・現在は市内16校区17クラブで実施しています。今後は小学校の余裕教室等も活用し、子どもの健全育成に適う放課後児童クラブの整備を質・量ともに進めます。
- ・旭自治区において、平成29年度に定員の拡大を予定しています。
- ・小学校高学年(4~6年生)の受け入れを平成26年度より実施しています。
- ・確保の内容では利用定員総数を示しています。

■放課後児童クラブ

単位(実人数/年)

ᅜᄺ	区域項目		実績			目標事業量		
企 以			25 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
	量の見込み		523	640	650	651	650	629
市全域		低学年(1~3年生)	515	552	566	563	561	540
中主場	高学年(4~6年生)		8	88	84	88	89	89
確保の内容		740	760	760	780	780	780	

	量の見込み	419	488	491	493	500	490
浜田自治区	低学年(1~3年生)	418	419	424	427	431	421
	高学年(4~6年生)	1	69	67	66	69	69
	確保の内容	540	540	540	540	540	540
	量の見込み	37	50	51	48	41	36
ᄉᅜᄼᄊᅙ	低学年(1~3年生)	37	43	45	41	34	29
金城自治区	高学年(4~6年生)	0	7	6	7	7	7
	確保の内容	70	70	70	70	70	70
	量の見込み	18	39	44	46	49	47
机点公园	低学年(1~3年生)	16	34	39	39	43	40
旭自治区	高学年(4~6年生)	2	5	5	7	6	7
	確保の内容	20	40	40	60	60	60
	量の見込み	11	7	7	8	6	5
│ 弥栄自治区	低学年(1~3年生)	11	6	6	6	4	4
까木日加丘	高学年(4~6年生)	0	1	1	2	2	1
	確保の内容	20	20	20	20	20	20
	量の見込み	38	56	57	56	54	51
一個点為反	低学年(1~3年生)	33	50	52	50	49	46
三隅自治区	高学年(4~6年生)	5	6	5	6	5	5
	確保の内容	90	90	90	90	90	90

◆放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携等に関する考え方◆

<放課後子ども教室と一体型クラブの整備計画>

・一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室については、平成29年度に1か所の設置を目標に整備を進めます。

<事業実施に係る教育委員会と福祉部局の連携に関する方策>

・市の関係課や学校関係者、PTA関係者、放課後児童クラブや放課後子ども教室の関係者等から構成される「はまだっ子活動支援運営委員会」により、効果的な放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に向けた協議を行います。

<放課後子ども教室及び放課後子ども教室の一体的な、または連携による実施に関する方策>

・平成29年度に一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を実施するにあたり、 「はまだっ子活動支援運営委員会」にて、実施体制やプログラム内容等について十分な検 討を行います。

<小学校の余裕教室等の活用に関する方策>

・「はまだっ子活動支援運営委員会」にて、放課後児童クラブや放課後子ども教室に活用で きる小学校の余裕教室がないか協議を行います。

<放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組み>

・放課後児童クラブの開所時間は、平常授業日は放課後から午後6時まで、土曜日や夏休み等長期休暇期間中は午前8時から午後6時となっています(平成26年4月現在)。今後は必要に応じて延長保育の実施を検討します。

■放課後子ども教室と一体型クラブの整備計画

	実績		目標事業量					
	25 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度		
放課後子ども教室	9 か所	10 か所	11 か所	11 か所	12 か所	13 か所		
一体型の放課後児童クラ ブ及び放課後子ども教室	Οか所	Οか所	Οか所	1か所	1か所	1か所		

② 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。事業の実施については、今後検討していきます。

③ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究や、その他の多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。事業の実施や具体的な取組内容については、今後検討していきます。

5 教育と保育の一体的提供に向けた市の考え方

(1)認定こども園設置に関する方針

- ・認定こども園とは、教育・保育を一体的に行う施設で、保護者の就労状況に関わらず利用することができます。現在本市では、保育所型認定こども園を浜田自治区の日脚保育園と旭自治区のあさひ子ども園の計2か所で設置しています。
- ・国では、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけをもつ「幼保連携型認定こども 園」の普及を進めています。本市においても、利用者のニーズを勘案しながら、設置に 向けて各教育・保育施設と協議を進めていきます。
- (2) 質の高い幼児期の教育・保育の提供や教育と保育の一体的な提供の推進に関する方針
 - ・本市における幼児期の教育・保育は、幼稚園が市立4か所と私立2か所、保育所が私立24か所、保育所型認定こども園が私立2か所で提供しています。また、教育・保育の質の向上に関する研究や研修等については、それぞれ同種の運営母体組織の中でのみ実践されている状況です。
 - ・質の高い教育・保育の一体的な提供に向けて、幼稚園教諭と保育士の合同での研修実施 や指導方針等を協議する場の設定等の取組みを検討していきます。

(3)幼・保・小連携に関する方針

- ・現状は、公立幼稚園と小学校の教職員の組織的交流や、各地域において幼稚園や保育所 と小学校とで運動会や行事、体験活動等での交流が行われています。
- ・小学校入学に際して不適応を起こさず、就学前教育と小学校教育の円滑な接続がなされるよう、幼稚園・保育所・小学校の教職員同士が互いの教育内容や指導法等の理解を深めるための取組みを推進していきます。

第5章 施策の展開

基本目標1

子ども~自分とみんなを大切にする"浜田っ子"を育みます~

基本方針1 健やかな育ちに向けた支援の推進

◆現状と課題◆

- ・乳幼児期から小児期の保健対策として、すべての子どもが健やかに成長・発育できるよう、 疾病の予防とともに、健康的な生活習慣づくりへの支援が必要です。本市では、乳幼児健診 や訪問指導、療育相談・支援等を実施しており、内容の充実に引き続き努める必要がありま す。また、病気や発達障がいの早期発見や支援に向けたチェック機能の強化、療育への円滑 なつなぎに向けて、今後も保健師等の職員の資質向上や専門職員の配置等、体制の強化が重 要です。
- ・健やかな成長・発育を促すための意識啓発や知識の普及も重要です。子育て支援センターへの相談内容として「発育や食事に関すること」が上位を占めているように、子どもの適切な生活習慣や健康維持に関する情報提供の充実が求められています。
- ・小児期から思春期までの保健対策では、健康診断や予防接種による健康確保・増進に加えて、 児童・生徒の心理面でのケアの重要性が高まっています。10 代の自死が全国的にも問題視さ れており、本市においてもスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用等に よる、不登校やいじめといった問題への対応が求められます。
- ・食事は、子どもの心身の健康・発達にとって重要な役割を果たします。また、大人になって から食習慣を改めることは難しいため、生涯にわたる健康を維持するためにも、子どものこ ろからの適切な習慣づくりが求められます。
- ・中学生・高校生調査結果では、普段朝食をとっているかについて、「毎日食べる」が約8割を 占める一方で、週に何日か、またはほとんど朝食を食べない生徒が1割台半ばとなっていま す。また、主に家族の誰と食事をすることが多いかでは、「ひとりで」が朝食で約3割、夕食 で約1割となりました。朝食をとることや誰かと共に食事をとることの重要性等、食に関す る意識の啓発が必要です。
- ・小児医療体制は、安心した出産や子どもの健やかな育ちにとっての基盤となります。市内の どの地域に住んでいても、安心して必要な医療が受けられるよう、引き続き整備が求められ ます。

◆今後の方向性◆

- すべての子どもが健やかに成長・発育できるよう、乳幼児健診や訪問指導など事業内容の充実を図ります。
- 病気や発達障がいの早期発見に向けたチェック機能の強化、必要に応じた支援を推進するため、職員の専門性向上や関係機関との連携強化を図ります。
- ・思春期の保健対策として、心理面でのケアの充実を推進します。
- ・子どものころから適切な食習慣を身につけ、共食の大切さを実感できるよう、幼稚園・保育所、子育て支援センター等での食育を一層推進します。
- ・中山間地域も含めた小児医療体制の整備に引き続き努めます。

◆具体的な施策◆

① 乳幼児期から小児期までの保健対策

	基本方針1 健やかな育ちに向けた支援の推進
施策	内容
乳児健康診査の実施	◎乳児を対象とした、離乳食指導、計測、診察、保健指導、栄養指導や子育て相談等をブックスタート事業や歯科の小集団指導も取り入れて実施し、小児期からの生活習慣病予防、育児不安の軽減、事故予防、病気や障がいの早期発見、療育支援を推進します。◎県内外医療機関での公費負担による受診体制を整備し、引き続き乳児の健康づくりに努めます。
1歳6か月児 健康診査の実施	◎1歳6か月児を対象とした、歯科健診、歯科指導、計測、診察、保健指導、栄養指導、子育て相談、発達相談等を行い、小児期からの生活習慣病予防、育児不安の軽減、事故予防、療育支援を推進します。
3歳児健康診査の 実施	◎3歳児を対象とした、歯科健診、歯科指導、計測、診察、保健指導、栄養指導、子育て相談、発達相談等を行い、小児期からの生活習慣病予防、育児不安の軽減、事故予防、療育支援を推進します。◎保健師への研修による発達チェックの技術向上や発達の専門職配置により、就学支援に向けた相談・助言ができる体制の充実を今後も図ります。
フッ素塗布の実施	◎1歳から就学前の在宅児、保育所入所児童、幼稚園児を対象に年2回フッ素塗布を行い、むし歯予防を推進します。
訪問指導の実施	◎赤ちゃん訪問事業、養育支援訪問事業のほか必要者に乳幼児訪問を実施 し、家庭での適切な養育の指導に努めます。
育児相談の実施	◎子育て支援センターや各支所での育児相談等を通じて、乳幼児の健康や 食事、発育・発達、育児に関する相談に応じていきます。

	基本方針1 健やかな育ちに向けた支援の推進
施策	内容
発達相談・支援の 実施	◎支援の必要な子どもに対して、発達の専門医によるすこやか健診や相談 員によるすこやか相談を月1回実施していきます。◎特別支援連携協議会相談支援チームによる全保育所・幼稚園への巡回訪問事業及び検討会を実施し、家庭への支援や関係機関との調整・支援を図っていきます。情報共有のための相談支援ファイルの活用についても検討していきます。
定期予防接種の実施	 ◎予防接種法に基づく定期予防接種を実施します。里帰り等により市外医療機関で接種をされた場合の接種費用償還払いの実施も行います。 ◎保護者に対してわかりやすい制度の周知を行うとともに、接種率向上のため接種勧奨に努めます。 ◎医療機関に対し情報提供を行うなど連携を図り、接種事故防止に努めるとともに、子どもの感染及び重症化予防、保護者の経済的負担軽減のため、予防接種法に基づかない任意予防接種費用助成事業を継続して実施します。
乳幼児事故の 予防指導	◎乳幼児の事故予防のパンフレットを配布し、知識の普及を行います。◎乳幼児健診において、随時事故予防の個別指導を実施していきます。
子育て講演会・ 講習会の開催	◎子育て支援センターにて、子どもの発達、しつけ、病気、健康づくり等をテーマに、各種講座を毎月定期的に開催します。◎利用者参加型のワークショップも実施していきます。



「すくすく講座」

- 🏴 健診を通じて発達障がいがわかったので、皆が受診をした方がよいと思う。
- 「健診において時間を短縮するなど、内容の見直しを行ってほしい。また、浜田市街以外でも事業の充実を図ってほしい。
- 🌹 家族全員で接種すると負担が大きいため、予防接種の無料化・助成を行ってほしい。

② 小児期から思春期までの保健対策

	基本方針1 健やかな育ちに向けた支援の推進
施策	内容
健康教育の実施	◎生活習慣病予防等、子どもの健康づくりをテーマにした講話等を子育て 支援センター等で実施し、健康維持の重要性等についての意識の高揚を 図ります。◎生活習慣・食生活習慣について実態を把握し、小児期からの生活習慣病 予防の取組みを進めていきます。
定期予防接種の実施 (※再掲)	 ◎予防接種法に基づく定期予防接種を実施します。里帰り等により市外医療機関で接種をされた場合の接種費用償還払いの実施も行います。 ◎保護者に対してわかりやすい制度の周知を行うとともに、接種率向上のため接種勧奨に努めます。 ◎医療機関に対し情報提供を行うなど連携を図り、接種事故防止に努めるとともに、子どもの感染及び重症化予防、保護者の経済的負担軽減のため、予防接種法に基づかない任意予防接種費用助成事業を継続して実施します。
児童生徒健康診断の 実施	◎内科・歯科・眼科・耳鼻科検診、心電図検査等の定期健診や生活習慣病 予防のための血液検査を実施し、児童生徒の健康の保持・増進を図ります。
健康に対する正しい 知識の普及	 ◎性教育をはじめ、喫煙、飲酒、薬物乱用の禁止等の保健教育について、 児童生徒が主体的に問題を解決する力が身につくよう、健康に対する正 しい知識の普及を推進します。また、健康な生活習慣についての学習や がん検診の重要性等の啓発も進めます。 ◎養護教諭を中心に児童生徒の成長に応じた学習の年間計画を定め、取組 みを進めています。市からの講師派遣など外部講師による講演会や出前 授業等を行います。 ◎口腔衛生の正しい知識を身につけ、むし歯・歯周病予防を推進します。
教育相談員の設置	◎教育相談員は、児童生徒や保護者の相談に応じ、必要に応じて関係機関等と連携を図りながら対応に努めており、引き続き相談業務を推進します。
スクールカウン セラーの配置	 ◎児童生徒の不登校、いじめ、その他の問題行動の未然防止や早期発見、早期解決に向けて、親や教師だけでは受け止めることのできない心の問題を支援するために、児童生徒の心理に豊富な知識と経験を有するスクールカウンセラー*を引き続き配置していきます。 ※スクールカウンセラー:児童生徒との面談を主に行います。また、保護者からの子育ての悩みや教員からの指導方法に関する相談にも応じています。そして、児童生徒の心理に関する校内研修会の講師を行うこともあります。

	基本方針1 健やかな育ちに向けた支援の推進
施策	内容
いじめ・ 非行等への対応 (スクールソーシャ ルワーカー)	 ◎いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待等、児童生徒の問題行動の背景には、児童生徒の心の問題とともに、家庭、友人関係、地域、学校等の児童生徒が置かれている環境の問題が複雑に絡み合っている場合があります。教育分野の知識に加えて社会福祉等の知識を活用し、問題を抱える児童生徒の環境への働きかけや、関係機関のネットワークを活用して支援するスクールソーシャルワーカー※を、引き続き配置して行きます。 ※スクールソーシャルワーカー:対象児童生徒、保護者、教員等との面談や情報提供を行います。そこから得た情報をもとに関係機関と連携して支援をします。そして、校内研修会で事例紹介等の講師を行うこともあります。
不登校児童生徒 教育支援センター	◎心や体そして家庭的な問題等から学校への不適応を起こした児童・生徒に対して、学校への復帰を応援する施設及び心の居場所として引き続き、教育支援センター「山びこ学級」を開設します。同センターでは、小集団での学習指導、体験的活動、対象児童生徒や保護者との面談を通して学校や社会への適応を図ります。

③ 「食育」の推進

基本方針1 健やかな育ちに向けた支援の推進	
施策	内容
食育の推進	 ◎子育て支援センターでの相談や乳幼児健診時に食育アドバイスを行うとともに、アレルギーや食に関する悩みをテーマにした教室や料理教室を開催します。 ◎市内保育所、幼稚園等に通う年中児と小・中学生に対して実施した「生活習慣・食生活に関するアンケート調査」の結果を今後の事業展開に活用します。また、食文化レシピ集「伝えていきたいはまだの味」の活用も進めます。 ◎学校給食を通じた食育の推進に努めます。
食育の推進体制の 整備	◎食育推進ネットワーク会議の関係機関と連携して、『食育推進計画』に沿った取組みを推進します。◎「食育フェスタ in 浜田」を継続して開催します。
食生活改善推進 協議会活動の推進	◎食生活改善推進員養成講座を継続して開催し、食育推進のため地域で活動するボランティアの育成や再教育等を実施します。◎小児期からの生活習慣病の予防に向けた活動として、保育所での親子クッキング、放課後児童クラブでのおやつ作り、小中学校での調理実習等を今後も継続して実施します。



「親子で参加する料理教室」

④ 小児医療体制の充実

基本方針1 健やかな育ちに向けた支援の推進		
施策	内容	
小児医療体制の整備	◎小児救急体制の充実に向けて、関係機関と協議を継続するとともに、小児救急体制がスムーズに機能するよう、受診者への細やかな情報提供と医療機関のかかり方についての啓発活動を積極的に行います。◎国保診療所の各医師が連携することにより、今後も中山間地域の小児医療の充実を図ります。◎今後も休日応急診療所を開設し、日曜・祝日の診療体制を継続します。	

- 医療機関の増加、休日・夜間診療の充実をお願いしたい。
- 働いていると子どもが熱を出した時、預ける場所がない。どうしても休めない時に受け入れてくれる医療施設を増やしてほしい。

基本方針2 豊かな人間性を育む教育・遊びの推進

◆現状と課題◆

- ・幼稚園の利用定員充足状況は平成 25 年度実績で、公立4園(定員 390 人) 私立2園(定員 300 人) の合計で約 33%となっており、ここ数年は微減傾向が続いています。
- ・就学後の学校教育については、学校と保護者や地域の方々がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させるなど、地域に開かれた、地域とともにある学校づくりが全国的に進められています。
- ・本市においても、地域住民の学校評議員制度や学校支援地域本部事業を推進し、教育内容の 充実や円滑な学校運営に向けた地域との連携を図っています。学校が、子どもたちにとって 地域住民との関わりの場としてより機能するよう、取組みの推進が求められます。
- ・国では、「放課後子ども総合プラン」により、放課後児童クラブと放課後子ども教室が連携し、 すべての児童が安全に、また安心して放課後の時間を過ごし、多様な体験や経験のできる居 場所づくりを進めています。
- ・小学生保護者調査では、小学生の間に子どもに経験させたいこと、学んでほしいこととして、「多くの友だちと関わったり、遊んだりすること」が 85.8%と最も高くなっているほか、「さまざまなものに興味や関心をもつこと」が 70.4%、「豊かな自然と触れ合うこと」が 54.4%となっています。人との関わり方や意欲的にチャレンジしようとする心、段取りをつける力や体力といった資質・能力は、子ども時代にしっかりと "遊びこむ" ことで自然と身についていくものです。そのため、子どもたちが遊びに没頭できる時間や空間、仲間を確保していくことが大切です。
- ・本市においては、学校や公民館・地域等が連携して、自然の中での活動や石見神楽等の伝統 芸能・文化の体験活動に取組んでいるほか、地域の子育て支援団体や NPO 法人により子ども の居場所づくりが進められており、今後も行政や民間が連携を図りながら地域全体で環境整 備を進めていく必要があります。
- ・発達障がい等の子どもの生活のしづらさや発達の遅れについて、保護者の受容が困難なため に早期に必要なサービスにつなげられないケースがみられており、課題となっています。発 達障がい等に対する適切な理解や認知を広げることが必要となっています。
- ・本市では現在、「浜田市ミニ療育」や通級指導教室等において療育や相談に応じていますが、 放課後等デイサービスや児童発達支援事業所等の提供体制の不足が問題視されており、整備 が求められます。
- ・子どもたちに対し、「次世代の親の育成」という観点からの取組みも求められます。自分が親となる前に子どもとふれあう機会をもつことで、子育てがイメージでき、親となった際の子育て不安や抵抗感を和らげることにつながると指摘されています。
- ・中学生・高校生調査では、小さな子ども(小学校に入る前の乳幼児)とふれあう機会があるかについて、「ふれあう機会がない」が4割弱を占めています。また、小さな子どもにご飯を食べさせたり、おむつをかえたりした経験についても、「ほとんどない」が6割弱となっており、親戚の子どもや近所の子ども等、地域で乳幼児と関わる機会が少ないことがうかがえます。

◆今後の方向性◆

- ・"自分やみんなを大切にする心"を育むために、他者との関わりあいの場を創出し子 どもたちの主体的な活動ができるよう、家庭・学校・地域全体で取組みを進めます。
- ・幼稚園については、量の見込みに対して確保量が過剰な状態となっているため、公立 幼稚園は集約化するよう検討するとともに、教育環境の充実を図ります。
- ・公民館活動や地域の人材を活用した学校支援地域本部事業の推進を図り、地域に開かれた学校づくりを推進します。
- ・放課後子ども総合プランやふるさと郷育の推進、地域と連携した子どもの居場所づく りにより、地域住民との交流や様々な体験活動の機会を提供し、ふるさとを愛し他者 を大切にする子どもを育成します。
- ・発達障がい等に関して市全体で理解を広げ、関係部局、関係機関との連携により必要な支援につなげるとともに、放課後等デイサービスなど支援体制の整備を図ります。
- 子どもたちが乳幼児とふれあい、その保護者の話を聞く機会を設け、命の大切さや将来を考えるきっかけを提供します。

◆具体的な施策◆

① 学校の教育環境の整備

基本方針2 豊かな人間性を育む教育・遊びの推進	
施策	内容
幼児期教育の充実	◎家庭や地域との連携を深め、子どもたちが遊びや集団生活を通して子育ちができるよう、発達段階に応じた幼児教育の充実を図ります。◎公立幼稚園については、ニーズ調査の見込み量を踏まえ、地域性も考慮しながら統合幼稚園の新設に合わせて園舎の整備を検討していきます。
「生きる力」の育成	◎心身の発達段階に応じたきめ細かな指導体制を確立し、義務教育9年間を見据えた教育活動を通して、児童・生徒の基礎学力の向上を図りつつ、社会性・人間性豊かな児童・生徒を育成するために、小中一貫教育を推進します。◎児童・生徒の生活習慣、学習習慣の改善のために、家庭、地域との連携をさらに強化します。
CIR(国際交流員) 及びALT (外国語指導助手) の派遣	◎国際理解を深める力を育成することを目的に、国際交流員や外国語指導助手の幼稚園や保育所、学校等への派遣を通して、地域の国際交流の進展、国際相互理解の増進、国際化の促進を図ります。
健やかな身体の育成	◎子どもが自主的に様々なスポーツに親しむことができるよう、外部指導者の活用や地域の連携を促進し、学校におけるスポーツ環境の充実と健やかな身体の育成を図ります。

基本方針2 豊かな人間性を育む教育・遊びの推進	
施策	内容
地域に開かれた 学校づくり	 ◎「しまね教育ウイーク」にあわせて、保護者だけでなく地域住民の参観 授業を行っています。また、学校だよりを地域に配布し情報提供に努め るなど、学校の教育情報を保護者や地域へ提供するとともに、公開授業 や学校行事の公開により、地域に開かれた学校づくりを推進します。 ◎地域の環境、伝統文化等を生かした教育を推進し、特色ある学校づくり に努めるとともに、地域住民等に学校評議員を委嘱し地域との連携を深 めるなどの取組みを推進します。 ◎公民館を核として、地域の人材を活用した学校支援活動に取組み、学習 内容の充実や地域住民との交流を推進します。
学校開放の実施	◎学校教育の支障のない範囲において学校施設を開放し、住民の健康増進・体力の向上、生涯のスポーツ振興、文化活動の推進に努めます。
ふるさと郷育 推進事業	 ◎浜田市ふるさとの郷育推進計画を策定し、学校に対してふるさと再発見のメニュー等を提供し、ふるさとを大切にする子どもの育成に努めます。 ①郷土偉人紹介本作成事業 ②ふるさと再発見事業 ③つなぐ・つながる事業(三世代交流事業) ④ふるさと教育推進事業(県)

② 遊びや体験活動を通じた健全育成の推進

	基本方針2 豊かな人間性を育む教育・遊びの推進
施策	内容
放課後児童クラブの充実	 ◎放課後、仕事等で保護者のいない小学校児童の健全育成を図ります。 ◎放課後児童クラブ利用者は年々増加しており、今後も引き続き保護者の就労支援のために受け入れ体制を拡大します。 ◎平成 26 年より全学年を対象に受け入れを行っており、学年によるクラス分けの検討を進めます。 ◎施設の拡充と指導員の研修育成を図ります。 (※目標事業量など詳細は「第4章 4」に記載)
子どもが主体的に行 う遊びやボランティ ア活動・体験活動の 推進	◎子どもがボランティアや体験活動に積極的に参加し、自発的に工夫しながら取組むことを通じて、豊かな人間性やたくましく生きる力を育んでいけるよう、機会の提供やのびのびと活動できる環境づくりを進めていきます。◎公民館が中核となって学校・家庭・地域が連携しながら、子どもの主体的で多様な体験活動を推進します。
放課後子どもプランの充実	◎放課後や休日等において、学校、家庭、地域の連携協力による子どもを育む地域活動を支援し、地域ぐるみでの子どもの育成を推進します。◎放課後子ども教室の増設を進めるとともに、すべての放課後子ども教室が放課後児童クラブとの関わりをもてるよう事業を展開します。(※目標事業量など詳細は「第4章 4」に記載)
文化活動の充実	◎小中学生を対象に優れた芸術を鑑賞する機会として「スクールコンサート事業」を実施しています。今後も引き続き鑑賞機会を提供し、芸術文化意識の高揚を図ります。

	基本方針2 豊かな人間性を育む教育・遊びの推進
施策	内容
スポーツ活動の充実	◎『スポーツ都市宣言』の精神を尊重し、スポーツに親しめることができるスポーツ・レクリエーション活動を推進します。◎スポーツ少年団の活動を推進することで青少年の健全育成を図ります。
スポーツ推進委員に よる活動促進	◎スポーツ推進委員により、スポーツ団体や地域との連携を図り、親子で 楽しめるスポーツレクリエーション活動を促進します。
各種講座の開催	◎公民館を核に生涯学習、社会教育を推進します。また、地域で子どもを 育む体制の構築に努めます。
子ども会の活動支援	◎子ども会の組織化や活発な子ども会活動が展開されるよう、今後も継続して支援を行います。
学校支援ボランティ アの充実	◎学校支援地域本部事業を通して支援コーディネーターが学校等に対しボランティアの派遣を行います。
自然環境についての 啓発	◎環境省や島根県等と連携し、自然環境に関するポスター掲示やパンフレットの配布を実施します。◎夏休みを利用して行っている「子ども環境探偵団」において、自然環境の現状や地域の年長者から収集した貴重な野生生物の情報等を収集し、子どもたちに伝えていきます。

コラム~子育て支援団体の紹介~

■ NPO法人 浜田おやこ劇場

全国各地からプロの劇団を招き、みんなで劇を鑑賞します。劇を観ることで感動を共有する体験、子育て中の親の居場所「すペーす・ひだまり」、キャンプや、そば作りなどの自然体験を行う中で、もっと"自分らしく"いられる、誰にとっても居心地の良い居場所になっています。みんなで感動体験を通して、子どもも大人も共に育ち合っています。

また、子どもたちが劇の選択から運営までを

一手に担う「例会」も行われ、子どもたちの主体性をより育む場となっています。

市民の声~アンケート調査自由回答より~ …

- ▼ 雨の日でも遊べるような児童館があるとありがたい。
- ▼ 放課後児童クラブの対象年齢や開所日、開所時間を拡大してもらいたい。また、利用料を安くしてもらいたい。
- 鄭 遊具がなくても広場だけでも良いので、子どもを休日外で遊ばせてあげられる環境を整備してほしい。

③ 障がい児施策の充実

基本方針2 豊かな人間性を育む教育・遊びの推進	
施策	内容
早期発見と相談の 充実	 ◎何でも安心して相談できるような窓口の整備に努めていきます。 ◎子どもの発達の遅れを早期に発見するとともに関係機関への紹介など連携をとりながら、親の不安解消のための各種相談事業を実施していきます。 ◎県の1歳6か月児健康診査マニュアルの活用を含め、健診の質の向上を図ります。 ◎乳幼児期から小学校まで継続的な支援が実施されるよう、関係機関の連携を進めます。
地域における 自立支援の充実	◎「障害者総合支援法」に基づき、各種サービスが適切に利用できるよう 関係機関との連携による支援の充実を図ります。また、障がいのある子 どもが地域社会の様々な場に参加し、地域社会と共に育つよう自立支援 に努めます。◎放課後等デイサービス事業所及び児童発達支援事業所を市内に複数か所 開設できるよう事業所と連携し、体制整備に努めます。
特別支援教育体制の 整備	◎特別支援連携協議会において、家庭への支援や関係機関との調整・支援を実施するとともに、総合的な支援体制を構築していきます。◎相談支援ファイルの普及啓発と利用促進を図ります。
小中学校の就学支援	◎特別支援学級就学児童生徒の保護者の負担軽減のため、学用品、通学 費、給食費等について支援を行います。
特別児童扶養手当、 障害児福祉手当の 支給	◎20歳未満で重度の障がいのある児童の生活の向上に寄与するため、養育者に特別児童扶養手当が支給されます(所得制限があります)。◎20歳未満で重度の障がいがあるため、日常生活で常時の介護を必要とする児童に、障害児福祉手当が支給されます(所得制限があります)。(※ただし、いずれも施設入所している場合は支給されません)
障がい児保育の充実	◎保育に欠ける障がい児を健常児とともに集団保育することにより、当該障がい児の福祉の増進を図ります。◎市内全保育所で対応しており、実際に障がい児を受け入れている保育所に対し支援を行い、充実に努めます。

・・・・・・・コラム~子育て支援団体の紹介~

■ 浜田市ミニ療育 風の子

発達に凸凹がある子どもとその家族を対象に、 余暇の体験活動や保護者同士の情報交換、育児に 関する勉強会が実施されています。保護者の子ど もとの関わりにくさに寄り添い、親子のよりよい 関係づくりへの支援を進めるとともに、一人ひと りの子どもの育ちにとって適切な教育環境となる よう、就学への相談等にも応じられています。



∜ もっと世間の人達が発達障がいを知るべきだと感じている。わがままで困った人、親のしつけが悪くて身勝手な人、と言われる人が抱えている障がいのこと、皆が知る機会を与えていただきたい。

④ 次代の親の育成

基本方針2 豊かな人間性を育む教育・遊びの推進	
施策	内容
乳幼児とふれあう場 づくりの推進	◎学校教育の授業や総合学習の取組みを通して、中高生が子育て支援センターや保育所に訪問するなど、乳幼児との交流を図ります。◎NPO団体等と連携し、小中高大学生が乳幼児とふれあう機会や子育て中の保護者から子育てについて話を聞く場を提供します。
子どもを生み育てる ことに関する学習の 充実	◎行政及び民間の子育て支援団体からなるヤングサポーター育成チームの活動や教育委員会と連携した事業により、将来、親となるために必要な母性や父性の理解、幼児に対するあたたかい感情や関心を養うための学習及び意識の啓発を行っていきます。



「中学生の職場体験」

基本目標2

家庭~喜びを感じられる、ゆとりのある子育てを支えます~

基本方針 1 保護者の健康と児童虐待防止への取組み

◆現状と課題◆

- ・妊娠・出産・育児期における切れ目のない支援の充実が求められています。母子健康手帳の 交付や乳幼児全戸訪問等(平成25年度実施率 99.3%)の充実により、母親の不安感や孤立 感を和らげる取組みが求められます。
- ・こうした母子保健手帳交付や乳幼児全戸訪問といった、妊産婦や出産後間もない母親と接触 のできる機会を活用し、子育てに関する必要な情報提供を行うとともに、適切なサービス提 供に結びつけることも大切です。
- ・低体重児出産の件数が近年増加後に横ばいとなっています。母子ともに健康な出産を促進するため、妊娠期の適切な健康づくりに向けた啓発を推進する必要があります。
- ・国では、21世紀の母子保健の主要な取組みを提示するビジョンである「健やか親子21(第2次)」を平成27年度からスタートすべく、基本的な方向性や目標数値、具体的な取組内容について検討が行われています。そこでは、「育てにくさを感じる親に寄り添う支援」と「妊娠期からの児童虐待防止対策」が重点課題として掲げられています。
- ・虐待を防止するためには、予防と早期発見、そして早期対応が大切です。要保護児童対策地域協議会等を活用した支援の必要な家庭の把握や早期発見に向けた見守り体制の整備、発見後の適切かつ迅速な対応を、一層強化することが求められます。
- ・本市では平成22年に子ども虐待防止マニュアルを作成しており、虐待への対応について関係機関で認識を共有できるよう、さらなる普及と活用を進める必要があります。
- ・虐待に関する啓発を進めることも大切です。就学前児童保護者調査では、子どもに対しぶったりたたいたりすることをしつけとしてどう思うかについて、「時には必要と思う」が65.8%を占めています。虐待に対する認識を改めたり、考えたりするきっかけとなるよう、大人への情報提供を行う必要があります。

◆今後の方向性◆

- 妊娠期や産後の母親の不安感や孤立感を和らげるために、相談機能の充実や仲間づくりの促進を図ります。
- ・保護者の健康づくりに関する情報の提供に努めるとともに、低体重児増加の要因となる妊娠中のやせや喫煙の改善等の情報提供をします。
- ・子育てに関する情報提供を様々な機会を活用して実施し、適切なサービス提供に結び つけます。
- ・養育支援の必要な家庭を早期に把握し、継続的な支援につなげるとともに、虐待予防・早期発見・早期対応に向け、要保護児童対策地域協議会等を活用し関係機関の連携を強化します。
- ・児童虐待が子どもに与える悪影響を周知するなど、児童虐待防止に向けた啓発を推進 します。

◆具体的な施策◆

① 妊娠・出産・育児期の支援

基本方針1 保護者の健康と児童虐待防止への取組み	
施策	内容
妊娠届	◎妊娠届出時に、妊娠・出産・育児に関する不安を把握し、必要な情報や
母子健康手帳の交付	サービスを提供します。
ママパパ学級の実施	◎妊婦とその家族を対象に、妊娠中の生活、栄養、歯科保健、分娩の経過、母乳等について、医療機関と役割分担し、実施していきます。初産の方の参加も多いため、産後のイメージがしやすい企画を検討していき
(妊婦教室)	ます。 ◎妊娠中の生活・出産・育児に関する知識の提供や、妊婦同士の仲間づく りを図ることにより不安の軽減を図ります。
妊産婦訪問指導・	◎赤ちゃん訪問事業では、生後4か月以内の乳児のいる原則すべての家庭を訪問し、子どもの健康管理や保護者の育児不安の軽減を図ります。
乳幼児全戸訪問の	◎子育ての孤立化を防ぐとともに、子育てに関する必要な情報提供を行
実施(赤ちゃん訪問事業)	い、適切なサービス提供に結びつけ、子どもの健やかな育成を図ります。また、仲間づくりや自主活動へもつなげていきます。
養育支援訪問の実施	 (※目標事業量など詳細は「第4章 4」に記載) ◎赤ちゃん訪問事業で把握した、養育の困難な家庭や保護者への支援者がいないケースに対し、継続的な訪問や家事援助を実施します。 ◎平成27年度より、特に援助が必要な世帯に育児や家事の支援を行います。 ◎育てにくさを感じる親に寄り添う事業として、あそびの広場や低体重児の会などの事業を実施します。 (※目標事業量など詳細は「第4章 4」に記載)

基本方針1 保護者の健康と児童虐待防止への取組み	
施策	内容
保護者の健康づくり への支援	◎1歳6か月児健康診査で保護者歯科健診を実施するほか、赤ちゃん訪問 や乳幼児健診等でがん検診や保護者の健康づくりに関する情報の提供を 行います。◎不安の強い保護者を対象としたカウンセラーによる相談を実施します。
妊婦一般健康診査の 公費負担	◎医療機関での健診(14回)を公費負担します。◎多胎妊娠の場合の公費負担拡充について、実施の有無も含めて検討します。
出生届時・転入時のサービス紹介	◎出生届時や転入時において、子育て情報誌等を配布し、必要な手続きや利用できるサービス・予防接種等の紹介をしていきます。あわせて母子の状況把握に努め、必要な支援を提供していきます。◎窓□へ来庁される機会をとらえての情報提供に加え、来庁していない場合は個別に対応するように努めます。
一般不妊治療費等の 助成	◎保険適用の不妊治療及び検査、人工授精の費用のうち、1年間に4万円を限度として3期まで助成します。◎金銭面での助成のみならず、精神面のフォローにも力を入れていきます。

- ↓ 妊娠した時から利用できる市の支援や相談窓口が一覧になっている内容の冊子があれば便利
 だと思う。
- ☞ 定期的に訪問していただきたい。外に出るのが困難なため、保健師の方の訪問を赤ちゃん訪問以外にも増やしていただきたい。

② 児童虐待防止対策の充実

1	基本方針1 保護者の健康と児童虐待防止への取組み
施策	内容
要保護児童対策 地域協議会の設置	 ◎児童相談所など各関係機関により構成される要保護児童対策地域協議会において、関係機関の円滑な連携・協力により要保護児童への支援を行います。 ◎要保護児童対策地域協議会では、要保護児童等の適切な保護を図るための情報交換や、緊急時の対応、個人情報の取り扱い等に関する研修会、支援内容の協議を行い、実態の把握や虐待の予防に努めます。そのため、協議会を代表者会議、実務者会議、ケース会議の三層構造として、状況に応じた会議の開催を行っていきます。

į	基本方針1 保護者の健康と児童虐待防止への取組み
施策	内容
虐待の早期発見と 予防	 ◎妊娠期から医療機関ほか関係機関との連携を強化し、早期発見・早期支援に努めます。 ◎虐待予防と早期発見の観点からも、赤ちゃん訪問事業や幼稚園・保育所への巡回訪問、乳幼児健診等を継続して実施します。 ◎教育委員会や学校との連携を強化し、早期発見・早期支援を実施します。 ◎虐待への関心を高めるため早期発見と予防について広報やホームページ等で広く周知するとともに、児童虐待防止月間に合わせて各地域で開催されるイベント等で啓発活動を行い、住民の関心を喚起し、通告義務の周知を図ります。
子ども虐待防止マニ ュアルの活用	②地域における児童虐待防止機能の向上をめざし、要保護児童対策地域協議会において、関係機関が連携し家庭への適切かつ迅速な対応を行うために、平成22年度に作成したマニュアルの活用と児童虐待防止の普及を促進していきます。③子ども虐待防止マニュアルの改訂版を作成し、関係機関に配布して、学校、地域、企業、団体、市民グループ、行政等の相互連携を強化します。
組織づくりとネット ワークの構築	◎講演会や研修等により地域で活動する指導者を養成するとともに、公民館活動や生き活き楽習講座による人権教育や啓発活動を推進します。
相談体制の充実	◎子育て支援課では、虐待、養育相談のほか、女性相談や DV に関する相談等、女性と子育てに関する相談窓口を一本化して対応します。◎人権擁護委員や民生児童委員等の関係機関と連携を図り、相談窓口を充実します。
人権教育の推進	◎図書や DVD 等の学習資料を充実し、あらゆる機会において人権・同和 教育を推進します。
里親制度の啓発	◎社会的養護の中で大きな役割を果たす里親の制度について、広報やホームページなどで制度の周知啓発を図ります。

コラム~子育て支援団体の紹介~

■はまだCAP

子どもたちがいじめ、痴漢、誘拐、虐待、性暴力といった様々な暴力から自分の心とからだを守るための教育プログラムです。ロールプレイや話し合いを通して、誰でも生まれながらに持っている大切な3つの権利〈安心〉〈自信〉〈自由〉があり、もし暴力にあってその3つの権利が侵害されそうになったら何が出来るかを、子どもや教職員、保護者、地域の大人に伝えます。





基本方針2 家庭の教育力向上と相談体制の充実

◆現状と課題◆

- ・核家族化や地域のつながりの希薄化等により、保護者が子どもとの関わり方を学ぶ機会の減少や、保護者の孤立化が問題視されています。
- ・こうした社会状況の変化等を背景に、家庭の教育力低下が懸念されています。一方で、家庭が子どもの教育の原点であるという基本的な認識は引き続き共有する必要があり、就学前児童保護者調査でも、「基本的な生活習慣」や「社会的ルールや礼儀作法」、「自己肯定感(自尊感情)」、「健康管理や体力づくり」について、これらを子どもたちに育んでいく役目を家庭が担うべきとする回答が9割以上となっています。保護者が子育てや家庭教育を学習する機会、また、保護者同士で子育てに関する悩み事や不安を共有し、子どもへの関わり方を学ぶ機会等、家庭の教育力向上に向けた取組みの充実が求められます。
- ・保護者が子育てに関して気軽に相談できる先としては、就学前児童保護者調査では「配偶者・パートナー」が8割台半ば、「祖父母等の親族」が7割台後半、「友人や知人」が6割台半ばと高い割合を占めています。また、「保育士」が4割台前半となっており、保育所利用者にとっては身近な相談先として認知されています。
- ・保護者の悩みごとや気になることでは「子どもを叱りすぎているような気がすること」「子どもとの時間を十分にとれないこと」の割合がアンケート調査で高くなっているほか、就学前児童保護者では「食事や栄養に関すること」「仕事と子育ての両立が難しいこと」「仕事や自分のやりたいことが十分できないこと」が、小学生保護者では「子どもの教育に関すること」「友だちづきあい(いじめ等を含む)に関すること」が上位となっています。
- ・子育て支援センターや保育所における相談機能を充実することに加え、身近な相談先のない 保護者に対しては母子保健手帳交付時や乳幼児全戸訪問、乳幼児健診等の接触機会における 相談体制の充実が特に求められます。また、個々の保護者の状況を関係機関で共有するなど、 連携した支援も必要です。

◆今後の方向性◆

- •「親学」の推進や地域のボランティアとの交流促進等により、家庭の教育力向上を図ります。
- ・子育て支援センターや保育所における相談機能の充実と、乳幼児全戸訪問等を活用した個々の保護者の状況把握に努めます。

◆具体的な施策◆

① 家庭における教育力の向上

	基本方針2 家庭の教育力向上と相談体制の充実
施策	内容
家庭教育に関する 学習機会の充実	◎日々の事業や行事を通して、親が子どもを育てることの社会的意義を学ぶとともに、子育てのノウハウや情報提供を行い、また地域ボランティアとの交流を図り、地域における家庭での子育て支援を図ります。
子育て講座の開催	◎子育てや病気に関することなど、幅広い内容で研修会や講座を実施し、 子育て家庭へ情報提供を図ります。
家庭教育に関する 相談体制の整備	◎子育て支援センターや青少年サポートはまだと連携し、子育てや家庭教育の不安や悩み等の緩和・解消に努めるため、専門職の配置により相談体制を整備します。
親学の推進	◎親学プログラムを普及するためのファシリテーターを育成し、親学を推進します。
家庭教育支援チーム の結成	◎家庭教育の学びの場や関係機関の情報提供等を通して家庭教育を支援します。
うちどく 家読の推進	◎家族の心の絆を深め豊かな心を育てるために家庭での読書を推進します。
通学合宿の推進	◎公民館等に寝泊りしながら学校に通学することを通して、家庭と地域のつながりを信頼関係の中で補完し合えるよう推進します。
浜田市子ども指針の 制定	◎子育ち・子育ての指針を制定し、家庭教育の重要性を喚起するとともに、市民意識の醸成に努めます。

- 『 子育ての基本は家庭にあると思う。子育てに慣れていない若い親たちが、親として成長できるように相談できたり、アドバイスをもらったりできるといいかと思う。
- 学 子育ては、親にとってはとても大きな課題。一人前の子どもとして、社会に送り出せるよう、 日々努力しているが、一家族だけでは、難しいこともある。希望する支援の方法も各家庭に より違うので、大変だと思うが、今後も良い施策を期待している。

② 相談支援体制の充実

	基本方針2 家庭の教育力向上と相談体制の充実
施策名	施策内容
子育て支援センター の相談・情報提供体 制の整備・充実	 ◎子育て支援センター等における相談や情報提供の機能の充実を図ります。 ◎保健師や保育士、助産師や栄養士が専門的な立場で、子育て中の親や子どもの相談等にあたります。相談内容も専門的なものから保護者自身の悩み等幅広く対応していきます。 ◎今後は、相談対応能力の向上のための職員研修の実施や、心の相談に対応するための専門カウンセリングによる相談の実施も検討していきます。
青少年サポート はまだの相談・支援 体制の整備	◎様々な悩みを抱える子どもや若者、保護者等の相談を青少年サポートセンターに設置した青少年サポートはまだで受け付けます。また、相談内容に応じて学校や専門機関等と連携を図り解決に向けて支援します。
各種相談体制の整備	◎保育所や子育て支援センター、市役所で、面接や電話、メール等でいつでも気軽に相談ができるような相談体制を整備していきます。

- 学 子育て支援センターをよく利用している。市内に知り合いが少なく、子育てで不安な部分もあったが、利用者同士で話ができたり、職員さんにも気軽に相談でき、安心して日々の子育てができている。
- 自分が子どもの時と比べると人との関わりが減っており、育児を一人で行っている感覚があり、相談がしにくい状況にある。子育て支援センター等があるのも知っているが、なかなか足を運びにくい。

基本方針3 保育サービスの充実

◆現状と課題◆

- ・本市においては、子育て世代の女性の就業率が高く、またアンケート調査では、現在働いていない保護者の今後の就労意向が高い割合となっています。こうした状況を背景とした保育ニーズの高まりに対し、通常保育事業の内容的な充実や延長保育、病児・病後児保育、一時預かりといった保育サービスの充実を今後も進めることが必要です。
- ・浜田市次世代育成支援計画(後期計画)では、通常保育事業や延長保育事業など16の事業に対し目標事業量を定め、各事業の拡充を図ってきました。通常保育事業の定員数が3歳未満児、3歳以上児ともに目標事業量を超えて整備が進められたほか、ショートステイ事業の2施設での実施や延長保育事業の実施箇所数の増設など教育・保育サービスの充実を進めています。
- ・就学前児童保護者調査では、病児・病後児保育への利用希望や子育て短期支援事業への利用 希望が高くなっており、今後も教育・保育施設等の事業所や病院、児童福祉施設やファミリ ー・サポートセンター事業を活用した地域における子育て支援者等、幅広い関係機関・関係 者との事業拡大に向けた連携・協議が求められます。
- ・通常保育事業や保育サービスの充実にあたっては、一人ひとりの子どもの育ちに目を向け、 「子どもの最善の利益」を実現できるよう、職員配置の改善や研修の充実、小学校との接続 の改善等、質的な向上を図っていきます。

◆今後の方向性◆

- 認可保育所や認定こども園における通常保育事業の充実に引き続き努めます。
- ・保護者の多様な就労状況や子育てを取り巻く状況に対応できるよう、病児・病後児保 育事業やファミリー・サポートセンター事業など体制の整備を図ります。
- 一人ひとりの子どもの育ちに目を向けた、保育の質の向上を図ります。

◆具体的な施策◆

① 保育サービスの充実

	基本方針3 保育サービスの充実
施策	内容
通常保育の充実	②保護者の保育所入所希望は年々増加しています。特に3歳未満児の入所率が増加傾向にある中、保育所の施設整備の拡充により定員枠の拡大を図ります。②今後も希望の保育所への入所ができるよう適正規模・適正配置に努めます。(※目標事業量など詳細は「第4章 3」に記載)

	基本方針3 保育サービスの充実
施策	内容
延長保育の充実	◎通常の開所時間(11時間)を超えて児童を保育します。◎延長保育希望者は増加しており、今後、利用者のニーズに対応した市内全施設での実施に向けて検討を進めます。(※目標事業量など詳細は「第4章 4」に記載)
休日保育の充実	◎保護者の多様な就労等により、休日の保育ニーズに応えるため、保育専用施設の設置など今後も充実を図ります。
病後児保育の充実	◎保育所に通っている病気回復期にある児童を、病院等に付設された専用スペースで一時的に預かります。◎平成 26 年度現在、1施設、定員4人で実施しています。今後は病後児施設の増設に向け検討を進めます。(※目標事業量など詳細は「第4章 4」に記載)
一時保育(預かり) の充実	◎就労の多様化に伴う一時的な保育や保護者の傷病等による緊急保育、保護者のリフレッシュ等を目的とした一時的に預かる保育事業であり、引き続き充実に努めます。(※目標事業量など詳細は「第4章 4」に記載)
短期入所生活援助 (トワイライトステ イ、ショートステイ) の実施	 ◎保護者が病気になった場合等に、児童福祉施設等において短期間(1週間程度)児童を預かる「ショートステイ」については、平成26年度現在2か所で受け入れを行っています。 ◎保護者の帰宅が常に夜間になる場合や休日勤務の場合等に、児童福祉施設等において一時的に児童を預かる「トワイライトステイ」については、平成26年度現在2か所で受け入れが可能です。 ◎引き続き短期入所生活援助事業を実施し、保護者の多様な要望に応えられるような体制を構築していきます。 (※目標事業量など詳細は「第4章4」に記載)
特定保育の推進	◎パート就労等により、保護者の就労形態も多様化しており、「午前中または午後のみ預かってほしい」という保護者のニーズに応え、週2~3日程度または午前か午後のみ、必要に応じて柔軟に保育サービスを提供します。◎今後も短時間労働に対応する預かりとして、受け入れ枠の確保を図ります。
保育施設の整備	◎園児が安全な環境で過ごせるように施設整備の改修や充実に努めており、今後も充実を図っていきます。
O 歳児年度途中受入 体制の整備	◎○○歳児年度途中の保育所入所に対応できるよう、保育士を配置する保育 所に対し支援を行います。
保育士修学資金の 貸付	◎保育士養成施設で修学する者に修学資金を貸付け、資格取得後、浜田市内の保育施設に従事した場合に返還を免除し、質の高い保育士の確保に努めます。

基本方針3 保育サービスの充実	
施策	内容
ファミリー・ サポートセンター の充実	◎緊急時の預かりや送り迎え等、様々な子育てのニーズへ対応するため、 援助依頼者(お願いする人)と援助提供者(任せてほしい人)に登録してもらい、相互の援助活動を支援します。今後も会員の拡大と事業の啓発に努めます。◎病後、病後児の預かりのための研修会やひとり親家庭等の利用料助成を実施します。
	(※目標事業量など詳細は「第4章 4」に記載)

- 育児休暇からの復帰後にスムーズに保育所に入所できるよう体制を整えてほしい。
- 病児・病後児保育に対応してくれる施設を増やしてほしい。
- 帰 保育士の先生は本当に日頃良く対応して下さっている。保育士の方が働きやすく、仕事を続けていける職場にしてもらいたい。

基本方針4 経済的支援やひとり親家庭への支援

◆現状と課題◆

- ・誰もが安心して子育てができるよう、児童手当の支給や医療費の助成等により、子育て家庭への経済的支援が求められています。
- ・本市では平成26年度より、保育所における第3子以降の保育料軽減の対象を3歳未満から全年齢に拡大するなど、経済的支援の拡充を図ってきました。
- ・就学前児童保護者調査でも、お子さんを通わせる幼稚園や保育所等を選ぶ際に優先したいこととして、28.2%と約4人に1人が「料金が安いこと」と回答しており、子育てにかかる費用を負担と感じる方が一定程度存在することがうかがえます。子育て支援の一つとして、経済的な負担の軽減が今後も求められます。
- ・ひとり親家庭に対する支援では、いわゆる「子ども・子育て関連3法」成立によるひとり親 家庭への支援施策の見直しが進められています。見直しに伴い、支援体制の充実や支援施策 の周知強化、父子家庭への支援拡大等、取組みを強化する必要があります。

◆今後の方向性◆

- 引き続き子育てに伴う経済的負担の軽減に向けて、支援を行います。
- ・乳幼児医療費や幼稚園・保育所の保育料に係る助成や補助の対象拡大について、検討 を進めます。
- ・ひとり親家庭への支援について、相談機能の強化や助成、支援施策の周知拡大を図ります。

◆具体的な施策◆

① 子育て家庭への経済的支援

	基本方針4 経済的支援やひとり親家庭への支援
施策	内容
児童手当の支給	◎中学校終了までの児童・生徒を養育している保護者に、児童手当を支給します(所得制限があります)。
乳幼児医療費等の 助成	◎出生から就学前までの乳幼児等医療費について、保険適用後の自己負担額のうち、1割または自己負担限度額を超える額を助成します。◎市単独事業による上乗せ助成を、今後も小学生を対象として実施します。さらに、対象を中学生までに拡大することを検討します。
出産育児一時金の 支給	◎医療保険制度により出産育児一時金を支給します。◎平成 21 年 10 月から出産育児一時金等を直接医療機関等へ支払う「直接支払制度」を実施しています(但し、出産育児一時金を上限とし、その差額がある場合は、加入保険者から差額が支給されます)。

	基本方針4 経済的支援やひとり親家庭への支援
施策	内容
	◎保育所保育料を国の基準の6割以下に設定し、保護者の経費負担軽減を 引き続き図っていきます。
保育所保育料の軽減	□ ○また、多子による軽減として保育所の第3子以降保育料を引き続き軽減します(所得制限があります)。平成26年度より対象を3歳未満から全年齢に拡大しました。
幼稚園就園補助金の 交付	◎家庭の所得状況に応じ、保育料の減免や就園奨励費補助金の交付を行います。
小中学校遠距離	◎小学生は4km以上、中学生は6km以上の通学距離がある者に対し交通機
通学費の助成	関利用実費相当額を支給します。
小中学校の就学支援	◎特別支援学級就学児童生徒の保護者の負担軽減のため、学用品、通学
(※再掲)	費、給食費等について支援を行います。

▼ 子どもが増えると保育料の負担がかなり大きい。保育料を軽減、または医療費の無料化等、 経済的な支援を充実してほしい。

② ひとり親家庭等の自立支援

基本方針4 経済的支援やひとり親家庭への支援		
施策	内容	
児童扶養手当の支給	◎父母の離婚等により、父または母と生計を同じくしていない 18 歳未満の児童(重度の障がいのある児童は 20 歳未満)を扶養している父または母、または、父または母に代わってその児童を養育している人で、所得要件に該当する場合に児童扶養手当を支給します。	
医療費の助成	◎福祉医療費助成事業において父子家庭を含むひとり親家庭にかかる医療費について助成します。	
母子自立支援員の 設置	◎ひとり親家庭の父・母等の経済的自立のための就業支援の推進と、生活 全般の相談に関する指導・情報提供に努めます。	
母子(ひとり親家 庭)会活動の支援	◎母子会活動を支援し、ひとり親家庭の互いに支え合う仲間づくりを促進します。	
ファミリー・ サポートセンター援 助活動利用料の助成	◎平成 22 年度から、ひとり親または養育者に対して、就労支援または育児の負担軽減を図るため、援助活動の利用料の一部助成を行います。今後は申請手続きの改善や引き続き制度の周知を図ります。	

基本目標3

地域~地域のみんなで、安心・安全な子育て環境を整えます~

基本方針1 地域における連携の促進

◆現状と課題◆

- ・子育て中の保護者の教育・保育ニーズに対応して、子育て支援に関わる主体やサービスが多様化する中、利用者と施設・事業・サービスをつなぐコーディネーターの重要性が高まっています。
- ・核家族化や地域のつながりの希薄化等を背景に、子どもをもつ保護者の孤立化が指摘されています。就学前児童保護者調査では、子どもをみてもらえる親族・知人がいるかについて、「いずれもいない」が 11.9%となっており、一時預かり事業等の子育て支援サービスやファミリー・サポートセンター事業等を活用した地域の協力が今後も必要とされます。
- ・本市では、地域での子育て支援として、子育てサークルによる保護者同士の交流の場の創出 や、民間の子育て支援団体による親子の絆づくりや地域と子どものつながりづくり、一人ひ とりの子どもの育ちに目を向けた事業や居場所づくりが行われています。また、民生児童委 員や社会福祉協議会に加えて市が子育て応援隊を育成し、子育て広場や赤ちゃんボランティ ア、地域での声かけ活動に協力をいただいています。
- ・就学前児童保護者調査では、「伝統や文化の伝承」「社会的ルールや礼儀作法」「コミュニケーション能力」の育成を地域に期待する割合が高くなっています。国でも「子育て支援員制度」の創設が進められており、元気な高齢者や子育て経験者の活躍が本市でも一層期待されます。
- ・こうした地域による子育て支援の参画を促進するために、子育てを取り巻く環境の変化や保護者の不安感、負担に対する周囲の理解を広げ、基本理念にある"地域社会が支えるまち"の実現に向けた意識啓発が求められます。

◆今後の方向性◆

- ・利用者の個々のニーズに応じた子ども・子育て支援が提供できるよう、子育て支援の コーディネート機能の強化を図ります。
- ・子育て中の保護者が、孤立することなく身近な地域で同じ世代の親子や異なる世代の 方々と相談や情報交換、交流のできる場やきっかけづくりを進めます。
- 子育て支援団体と連携し、地域の実情に応じた子育て支援を推進します。
- 子育て支援に協力いただける地域の人材養成を推進します。
- 家庭の子育てを地域で支える意識を根付かせるため、啓発に努めます。

◆具体的な施策◆

① 子育て支援のネットワークづくり

	基本方針1 地域における連携の促進			
施策	内容			
子育て支援ネット ワークの形成	◎地域の子育て支援団体、関係機関、行政が連携し、総合的な子育て支援を推進するネットワークの強化を図ります。◎子育て支援センターの事業や行事に地域や民生児童委員等の参加を依頼し、交流を図りながら地域での子育て支援に努めます。			
子育て支援総合コー ディネーターの配置 (利用者支援事業)	 ◎子育て支援総合コーディネーターの配置により、行政施策に関する情報をはじめ、民間の支援団体等が提供するサービス情報等、子育て家庭に対して必要な情報の提供や助言を行います。 ◎子育て支援者同士が交流する機会を設けるなど、ネットワークを拡大する取組みを進めます。 ◎現在活動している子育てサークルへの活動支援やサークル同士の情報交換の場を提供します。また、新たなサークルの立ち上げを推進します。 ◎子育てに関する行政施策の情報を提供し、活動の支援を行います。 			
地域子育で支援拠点 の設置	 ◎家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感、不安感の増大等に対応するため、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進します。 ◎子育て支援センター(すくすく)を拠点事業の『中核』施設として、子育て支援ネットワークづくり、子育てボランティアの育成に加え、子育てに関係する諸機関の研修会の実施や情報提供に取組みます。 ◎利用者の利便性も考慮し、各自治区での拠点事業実施が図られるよう体制づくりを検討します。 			



「音楽を使ったリラクゼーション」

	基本方針1 地域における連携の促進
施策	内容
子育て応援隊の育成	 ◎少子化・核家族化が進み、子育て中の人の育児不安が増加する中で、地域での子育て支援力の向上を目的に、子育て応援隊を育成します。 ◎地域での子育て応援隊活動がより活発になるため、子育てに関する研修会等を定期的に実施します。 ◎『すくすく応援隊』として、託児や行事へのボランティア等に参加してもらい、地域での子育て支援に努めます。 ◎訪問ボランティア登録した子育て応援隊による「赤ちゃん訪問」の実施により、子育ての孤立化を防ぐとともに、子育てに関する必要な情報提供を行い、適切なサービス提供に結びつけることにより、子どもの健やかな育成を図り、育児不安軽減を図る取組みを推進します。 ◎今後は新たな子育で応援隊の登録を目的に、各地区で研修会や交流会を開催します。
子育てサロンの実施	◎親子が自由に交流できる場の提供や、身近な公民館等で社会福祉協議会が実施している子育でサロンや広場等への支援を行います。◎地域によっては、子どもの居場所が少ない地域もあるため、地域に応じた内容の検討に努め、より多くの利用を促進します。◎運営スタッフの確保や内容の充実のため、地域の団体や公民館等との連携を強化します。
未就園児の子育て支援	◎働く母親の増加、それに伴う保育所入所児童の増加、在宅児の減少により、地域での子ども同士の交流が持ちにくくなってきていることから、未就園児の親子が、園舎や園庭を利用して交流できる子育て支援活動を充実するとともに、参加者拡大に向けた情報提供の充実も図ります。
ファミリー・ サポートセンター の充実 (再掲)	 ◎緊急時の預かりや送り迎え等、様々な子育てのニーズへ対応するため、 援助依頼者(お願いする人)と援助提供者(任せてほしい人)に登録してもらい、相互の援助活動を支援します。今後も会員の拡大と事業の啓発に努めます。 ◎病後、病後児の預かりのための研修会やひとり親家庭等の利用料助成を実施します。 (※目標事業量など詳細は「第4章 4」に記載)

・・・・・・・ コラム~子育て支援団体の紹介~

■ 子育てサークル

幼稚園では、未就園児とその保護者を対象に、 園行事への参加や園児との交流会を実施しています。また、地域では、子育て中の保護者が主体と なり運営しているサークルがあります。親同士が 集まり、自分たちで料理教室や子育て学習会、ヨ ガ等の活動を自主的に行ったり、子育てのことを 気軽に話し、育児不安の軽減を図っています。



② 子育て意識の啓発の推進

基本方針1 地域における連携の促進			
施策	内容		
広報・啓発活動の 充実	 ◎広報紙やホームページ、子育て支援センターたより等による呼びかけや子育てについての講演会・シンポジウム、まつりやイベント等の開催を通して、「地域の子どもは地域で育てる」という意識啓発を行い、現在の子育て中の親の悩み等を伝え、地域への支援の呼びかけを推進します。また、スマートフォンや携帯電話等の情報端末にも対応した情報発信のあり方を検討していきます。 ◎親子のコミュニケーションを豊かにし、心を育み育児不安の軽減を図ることを目的に、心ふれあう絵本事業を引き続き実施します。 		
ボランティアの養成	◎社会福祉協議会やシルバー人材センターと連携を図り、子育て応援隊やファミリー・サポートセンター援助会員の養成を推進します。		
島根県立大学生	◎子育て支援センター実施事業等の子育て支援の取組みに大学や学生の参		
との連携	加を求め、地域での子育て支援意識の向上を図ります。		
子育て意識の高揚	◎島根県の実施している「こっころ事業」に、子育て世帯を応援するため参加している団体や店舗・企業と協力し、地域子育てカアップに努めて行きます。		

・・・・・・・・・ コラム~子育て支援団体の紹介~

■ 浜田のまちの縁側

子どもから高齢者まで、すべての人に開かれた地域の居場所として、様々な出会いと学びが生まれています。「子どもの居場所」「放課後あそび隊」等子どもの育ちを地域ぐるみで支える様々な取組みや、地域課題に向かう志の縁を地域に紡ぐまちづくり、社会教育に力を入れています。また、ほっと一息できるような「えんがわ Café」の開催やスペースの貸出しもしています。





基本方針2 仕事と家庭生活の両立に向けた体制づくり

◆現状と課題◆

- ・両親が働きながら子育てをする家庭が増加しています。本市においても20歳代後半から30歳代にかけて、女性の就業率の上昇がみられるとともに全国平均を大きく上回っています。また、結婚・出産に伴う離職が少ないことも特徴です。
- ・両親の共働き家庭が増加する中、家庭の状況に応じた男性の育児参加を促進することが求められます。就学前児童保護者調査では、平日の家事や育児の役割分担について、"炊事"や"食事の後始末"、"洗濯"、"掃除"で「主に母親」が6割台半ばから7割台となっています。一方で、"本の読み聞かせなど、子どもとの遊び"は「ほぼ同じ程度」が36.5%で最も高くなっています。
- ・同じく就学前児童保護者調査では、子育てに関して日常悩んでいること、または気になることとして、「子どもを叱りすぎているような気がすること」「子どもとの時間を十分にとれないこと」が上位となっており、子育てへの精神的・時間的なゆとりが失われがちな状況がみられます。また、育児休業からの職場復帰時に短時間勤務制度を利用したかについて、母親では「利用した」の16.8%に対して「利用したかったが、利用しなかった(利用できなかった)」が38.1%と上回っています。利用したかったが利用しなかった理由としては、「職場に短時間務制度を取りにくい雰囲気があった」が57.1%、「仕事が忙しかった」が46.9%となっており、こうした要因を背景に短時間勤務制度の普及が進んでいないことが見うけられます。育児休業の取得期間についても、希望より早く職場復帰する方が多くなっています。
- ・国では、男女が子育てをしながら仕事の責任を果たすことが可能になるよう、長時間労働の 抑制や働き方の柔軟化等の働き方改革を進めています。本市においても育児・介護休業法の 趣旨の徹底や子どもが3歳になるまでは、希望に応じて男女とも育児休業や短時間勤務を取 得できるよう、企業における環境整備を働きかける必要があります。

◆今後の方向性◆

- ・子育ての喜びを父親・母親がともに感じることができるよう、男女共同参画社会の実現に向けた啓発活動を推進します。
- ・精神的にも時間的にもゆとりをもって子育てを行えるよう、柔軟な働き方を可能とするための職場環境への働きかけを強化します。

◆具体的な施策◆

① 働きやすい環境づくりの整備

基	本方針2 仕事と家庭生活の両立に向けた体制づくり	
施策	内容	
就業機会の拡大と 職業能力の開発	◎就業を希望する保護者に対し、浜田市無料職業紹介所において就業に関する情報提供を行うとともに、再就職に向けた相談に応じます。◎就業を希望する保護者に対し、IT(情報技術)など様々な分野に対応した能力開発機会の提供を行います。	
働く女性の妊娠・ 出産に関わる職場 環境の整備	◎女性が出産後も安心して働き続けることができる職場の環境整備に向け、国及び関係団体と連携し、ポスターの掲示やチラシの配架など啓発に取組みます。	
多様な働き方を可能 とする就業条件の 整備	◎国や関係機関と連携し、パートタイム就業希望者に対する相談及び情報 提供を行います。◎子どもをもつ労働者に対する職場の雇用環境、整備の充実を推進します。	
雇用対策の推進	◎様々な機会を通して地元企業の紹介や雇用に関する情報提供等を行い、 実際の雇用に結びつくような企業との出会いを創出し、子育てをしなが らでも、就業できるよう支援します。	
家庭・地域・職場における意識づくり	◎男性の家事や育児への参画促進など家庭や地域での男女共同参画意識 向上させるため、学習会や講演会の開催に努めます。◎町内会・自治会等に対し、男女共同参画に関する情報提供を行い、 親・母親がともに子育てに関与し、その喜びを実感できる環境を整備	
男女共同参画の 広報・啓発活動の 推進	◎行政や男女共同参画サポーター等の民間団体、女性団体、報道機関等、 多様な団体との連携により、男女共同参画の広報・啓発活動に努めます。◎男女共同参画に関する正しい認識を深め、正しい理解の定着を図るため、インターネット等を活用し、市の条例や計画を市民にわかりやすい形で周知します。	
教育分野などにおけ る男女共同参画の 推進	◎学校教育において、男女共同参画に関する教育が一層推進されるよう、 指導資料の収集・情報提供に努めます。◎男女共同参画の視点に立った学校運営や諸活動の実施に取組みます。◎市内各幼稚園、保育所、小・中学校等に対し、啓発誌の配布など啓発活動を引き続き行います。	

② 仕事と子育ての両立の推進

基本方針2 仕事と家庭生活の両立に向けた体制づくり			
施策	内容		
働く母親・父親を支 える職場意識の醸成	◎育児休業や看護休暇制度の導入と、制度が利用しやすい職場の雰囲気等、子育て家庭を理解し、見守る職場環境づくりに努めるよう事業所に働きかけます。◎仕事と子育ての両立を支援するため、ファミリー・サポートセンター事業の拡大や啓発を実施します。		
	◎ママパパ学級(妊婦教室)や子育ての講座、育児相談等に家族で参加で きるよう、土曜日に開催します。		
事業主・企業の取組 促進の啓発	◎育児休業や看護休暇制度の導入を促進するために、事業主等に制度の趣旨や内容についての普及啓発活動に努め、さらに市ホームページやポスター、チラシの配布等により制度の普及に取組みます。		
育児休業・看護休暇 制度の普及啓発	◎母子健康手帳交付時にパンフレットを配布するなど育児休業や看護休暇制度の趣旨や内容についての普及啓発活動を推進し、周知徹底を促進します。		
働き方の見直しに ついての意識啓発	◎母親、父親ともに職業生活重視の考え方をあらため、家庭生活や地域活動等への積極的な参画を促進するための意識啓発に努めます。		
家庭における男女 共同参画の意識啓発	◎父親講座の実施や出生届出時等において父子手帳を配布することで、性別役割分担意識をあらため、家事や育児など家庭生活全般において男女がともに協力しあえるよう、意識啓発を推進します。◎乳幼児健診の質問項目の中にパートナーの協力や育児参加等の状況を聞く設問を取り入れ、母親の育児状況とあわせて把握します。		

- 親がワーク・ライフ・バランスをとりやすい社会体制づくりは、子どもたちの育ちを健全なものにするために、大変重要だと思う。すべての会社、市役所や学校等に働きかけをお願いしたい。
- 共働きが主流となった現在、子どもと接する時間や家族で過ごす時間が減ってきている中で、少しでも家族のふれあう時間をつくることができるよう、職場環境の見直しを進めてほしい。

基本方針3 安心・安全なまちづくり

◆現状と課題◆

- ・妊産婦や小さい子どもを連れた方、ベビーカーを使用する方に対する配慮や理解を深める 「心のバリアフリー」の促進が求められています。
- ・子どもが犠牲となる事件やその予兆となる子どもに対する声かけ事案が全国的に発生しており、子どもを犯罪から守る取組みが引き続き重要となっています。また、交通事故については、子どもが自転車乗用中や歩行中に被害に遭う事故が本市でも報告されています。
- ・本市では、防犯教室の開催やスクールガードリーダーの巡回指導、見守り隊など地域ぐるみで子どもを犯罪から守る体制づくりが進められています。一方で、見守り活動を行う人員の確保が課題となっており、対応が必要です。
- ・子どもが自由に安心して遊ぶことのできる環境の整備も引き続き必要です。小学生保護者調査でも、子どもが放課後や休日にどのように過ごしてほしいかについて、「友だちと外で遊ぶ」が約7割となっています。現状の過ごし方では、「家でテレビやゲームをする」が約4割となっており、対策が求められます。

◆今後の方向性◆

- ・妊産婦や子育て中の保護者に配慮した環境の整備を、ハードとソフトの両面から推進 します。
- ・子どもの交通事故を防止するため、交通安全教室を実施するとともに、安全な道路交 通環境の整備を推進します。
- 子どもを犯罪等の被害から守る体制づくりを、地域ぐるみで取組みます。
- 子どもの成長を促す、安心で安全な遊び場の確保を図ります。

◆具体的な施策◆

① 安全で快適なまちづくりの推進

基本方針3 安心・安全なまちづくり				
施策	内容			
子育てに配慮した環境の整備	◎公共施設の新築・改築時における、ベビールーム・ベビーコーナーの設置等、子育て親子が外出しやすい環境づくりを今後も推進します。◎行事等の開催時は、子育て中の親も気軽に参加できるように託児コーナーを設けるなどして社会参加のしやすい環境づくりに努めます。			
子どもの遊び場の確保と整備	◎現在ある公園の適正な維持管理に努め、親子で安心して遊べる環境づくりを進めます。◎公園施設長寿命化計画に基づき、計画的に公園施設の更新等を実施します。			

基本方針3 安心・安全なまちづくり				
施策	内容			
若者の定住促進	◎若者の人口増加と定住促進を図る公営賃貸住宅について、広く周知し、 住民生活の安定と地域の活性化を図ります。			
交通安全教育の推進	◎警察等との連携により交通安全教室を開催するなどして、交通安全指導等を推進します。◎交通安全教室については、市内全小中学校での実施を推進します。			
安全な道路交通環境 の整備	◎通学路、通園路の安全確保に向けた取組みや交通安全啓発施策等を関係機関と連携して引き続き積極的に実施します。◎通学路の歩道整備を推進します。			

- 「小さくてもいいので、家の近くに公園施設がほしい。ボール遊びや自転車に乗れる場所もない。子どもが地域でのびのびと自由に遊べる環境が不足しているように感じる。
- 小さな子どもからお年寄りの方までが気軽に集まれる公園があったらいいと思う。道路や駐車場で遊ぶ子を見かけることも多い。

② 子どもを犯罪被害等から守る活動の推進

	基本方針3 安心・安全なまちづくり			
施策	内容			
子どもを犯罪等の 被害から守るための 活動の推進	 ◎子ども安全センターとの連携による防犯教室の開催や、スクールガードリーダーの巡回指導等により防犯意識等の高揚を図り、地域ぐるみで見守る体制を引き続き整備していきます。防犯教室では、子ども自身が自分の身は自分で守るという危機管理能力を身につける具体的指導を、継続して行います。 ◎子ども見守り隊の活動を支援するとともに、隊員の人員確保を図ります。 			
健全育成の環境 づくり	 ◎平成 23 年4月1日の島根県青少年の健全な育成に関する条例改正により、深夜外出の制限や深夜営業施設への立入禁止等が規定されたことを受け、青少年健全育成関係機関・団体により、青少年への声かけや啓発活動を今後も積極的に展開していきます。 ◎警察等関連機関と協力し、ビデオ店やコンビニ等の、有害図書やDVD等の販売方法等を調査するなど、子どもが健全に育成できる環境づくりに努めていきます。 			
健康に対する正しい 知識の普及 (※再掲)	 ◎性教育をはじめ、喫煙、飲酒、薬物乱用の禁止等の保健教育について、 児童生徒が主体的に問題を解決する力が身につくよう、健康に対する正 しい知識の普及を推進します。また、健康な生活習慣についての学習や がん検診の重要性等の啓発も進めます。 ◎養護教諭を中心に児童生徒の成長に応じた学習の年間計画を定め、取組 みを進めています。市からの講師派遣など外部講師による講演会や出前 授業等を行います。 			

第6章 推進体制

1 計画の推進にあたって

本計画は、子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及び その保護者に必要な子ども・子育て支援事業や次世代を育成するための施策を体系的に位置づ けるものです。

子どもに関わるすべての分野が連携して事業を展開し、子どもと子育て家庭を多方面から総合的に支援していくことを目的としていることから、その範囲は福祉・保健・医療から教育、労働、防犯等、行政全般にわたっています。

本市で育つすべての子どもが、他者を思いやる気持ちをもった、次世代を担うたくましい存在として成長するための環境の整備は、行政のみの取組みではなく、関係諸機関、地域の自主活動組織や市民、企業等の参画が必要であり、その意識啓発と協働に努めていく必要があります。

特に、市民自らが子どもや子育ての問題全体に目を向け、互いに助け合う意識を持ち、支え合っていくことは、地域のつながりを強め、新たなコミュニティの形成を生み出す力にもなります。

以上のような認識のもとに、関係諸機関との連携体制、庁内の体制づくりを進め、計画を推進していきます。

2 計画の推進体制

(1) 市民との協働体制

本計画に掲げる子育て支援施策が、地域に根付き継続的に展開されるためには、市民が 積極的に計画の推進に関わり、子どもの成長や自立を草の根レベルから支えていく体制づ くりが必要です。

保護者同士が交流・連携を強めるとともに、地域住民の関心の喚起を図り、子どもや子育てに市民や子ども自身が自主的に活躍できる土壌づくりを進めます。

また、ボランティア団体や NPO と行政が連携して子育て支援の推進について検討するとともに、地域ニーズの適切な把握と対応に努め、効率的・効果的に事業を推進します。

(2) 関連諸機関との連携体制

子どもが健やかに生まれ育ち、自立を促進するためには、保育所、幼稚園、学校等をはじめ社会福祉協議会、企業等、関連する様々な機関との連携が必要です。

市内の関係諸機関の運営に対して積極的な協力を行うとともに、それらの機関との連絡 調整を図り、計画の進捗状況等に関する情報等を共有化し、事業の円滑な推進に努めます。

(3) 庁内推進体制

本計画を着実に推進していくためには、施策・事業の実施状況を適宜把握し、新たな問題点や課題への対処をはじめ、事業の評価、再検討等を行う継続的な組織体制が必要です。特に本計画は、「児童福祉」のみならず施策の総合的な展開をめざすものであるため、部署間の連絡調整や連携強化に努めていく必要があります。

本計画の推進にあたっては、「保健医療福祉協議会」の随時開催、及び庁内の事務事業評価等における定期的な計画の進捗状況のチェック等、PDCA*の考え方を推進します。

%PDCA

Plan (計画)事業計画の作成

Do (実施・実行)計画に沿った事業等の推進

Check(点検・評価)計画どおりに進捗しているかどうかの点検・評価

Action (処置・改善) 問題点や課題等への対応・処置

資料編

参考資料1 委員等名簿

(1) 浜田市保健医療福祉協議会委員名簿

(平成 26 年 12 月 1 日現在)

関係団体名	職名等	氏 名	備考
浜田市医師会	会 長	沖田 旺治	
浜田市社会福祉協議会	会 長	大谷 克雄	副会長
島根県立大学	教 授	川中 淳子	
リハビリテーションカレッジ島根	学校長	吉村 安郎	
那賀郡医師会	会 長	寺井 勇	
浜田歯科医師会	会 長	田中 雅彦	
浜田市薬剤師会	顧問	川神 裕司	
浜田医療センター	院長	石黒 眞吾	
浜田市民生児童委員協議会	会 長	木村 豪成	会長
浜田市保育連盟	会 長	平野 光徳	
浜田市手をつなぐ育成会	会 長	室崎富恵	
浜田市高齢者クラブ連合会	事務局長	舩附 克己	
浜田保健所	所 長	中本 稔	
浜田警察署	署長	村上 紀明	
浜田児童相談所	所 長	宮廻 陽吉	
浜田市校長会	会 長	堀口 秀樹	
浜田自治区地域協議会	会 長	佐々木正和	
金城自治区地域協議会	会 長	永見 利久	
旭自治区地域協議会	委 員	馬場真由美	
弥栄自治区地域協議会	委 員	賀戸ひとみ	
三隅自治区地域協議会	委 員	長尾 百合	

(任期:平成28年3月31日まで)

(2) 浜田市子ども・子育て支援事業計画策定専門部会員名簿

(平成 26 年 12 月 1 日現在)

関係団体名	職名等	氏 名	備考
浜田市医師会	さわだこども クリニック院長	澤田宏志	
那賀郡医師会	野上医院院長	野上壮太郎	
浜田市歯科医師会	パール歯科院長	佐々木良二	
浜田市社会福祉協議会	地域福祉係長	向原 仙子	
浜田市民生児童委員協議会	主任児童委員代表	肥塚由美子	
浜田市保育連盟	会長	平野 光徳	
認定こども園代表	社会福祉法人 誠和会理事長	森脇 良孝	
私立幼稚園代表	学校法人仰誓学園 みどやま幼稚園園長	朝枝 成	
浜田市校長会	浜田市立三階小学校 校長	堀口 秀樹	
浜田市公立幼稚園園長会	会長	山崎 光治	
保育所保護者会代表	美川保育園保護者会 役員	石津 博史	
浜田市PTA連合会	会長	前澤 信也	
浜田市公立幼稚園PTA連合会	原井幼稚園 P T A 会長	宅間 康晴	
NPO法人浜田おやこ劇場	理事長	花田 香	
浜田のまちの縁側	代表	栗栖 真理	
子育てママクラブ・プチ	会長	西原友香里	
障害児支援施設こくぶ学園	療育支援員	美濃 哲也	
浜田市ミニ療育風の子	代表	白川 英代	
浜田商工会議所	指導振興課主事	三浦 阿依	
石央商工会	事務局長	今田 康博	
連合浜田地区会議	副議長	中田 浩	
浜田公共職業安定所	所長	米原 幸男	
浜田保健所	健康増進課長	今田久仁子	部会長
浜田児童相談所	判定保護課長	岩谷 宏一	副部会長

(任期:平成27年3月31日まで)

参考資料 2 協議会等規則

(1) 浜田市保健医療福祉協議会規則

平成17年12月22日 規則第241号 改正 平成20年4月1日規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、浜田市附属機関設置条例(平成17年浜田市条例第18号)第3条の規定 に基づき、浜田市保健医療福祉協議会(以下「協議会」という。)の組織、運営等に関し必 要な事項を定めるものとする。

(補欠委員の任期)

第2条 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (会長及び副会長)

- 第3条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務 を代理する。

(会議)

- 第4条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。
- 2 協議会の議事に当たり、可否同数のときは、議長の決するところによる。 (専門部会)
- 第5条 協議会に、専門事項を調査審議するために専門部会を置くことができる。
- 2 専門部会は、協議会から付託された事項及び保健、医療、福祉の各種計画に関する事項 等について調査研究し協議会に報告する。
- 3 専門部会の委員は、協議会の委員のほか、必要に応じて市長が委嘱し、又は任命する。
- 4 前3条の規定は、専門部会について準用する。この場合において、「委員」とあるのは「専門部会員」と、「協議会」とあるのは「専門部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「副会長」とあるのは「副部会長」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、 又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は地域福祉課において処理し、専門部会の庶務は関係主務課において 処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日後又は委員の任期満了後最初に開かれる協議会の会議は、第4条第1 項の規定にかかわらず、市長が招集するものとする。

附 則(平成20年4月1日規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

(2) 浜田市子ども・子育て支援事業計画策定専門部会設置要綱

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法に基づく、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他業務の円滑な実施に関する計画(以下「子ども・子育て支援事業計画」という。)の策定にあたり、専門的な調査審議を行うことを目的として、浜田市保健医療福祉協議会(以下「協議会」という。)規則第5条の規定により、浜田市子ども・子育て支援事業計画策定専門部会(以下「専門部会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 専門部会は、子ども・子育て支援事業計画の策定のため、浜田市における現状と課題等を調査研究し、協議会へ報告する。

(組織)

第3条 専門部会は、専門部会員25人以内で組織し市長が委嘱又は任命する。

(部会長及び副部会長)

- 第4条 専門部会に部会長及び副部会長1人を置き、部会員の互選によりこれを定める。
- 2 部会長は、会務を総理し、専門部会を代表する。
- 3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、 その職務を代理する。

(任期)

- 第5条 部会員の任期は平成27年3月31日までとする。
- 2 部会員に欠員が生じた場合における補欠部会員の任期は、前任者の残任期間とする。 (会議)
- 第6条 専門部会の会議は、部会長が招集し、会議の議長となる。
- 2 専門部会は、部会員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 専門部会は、必要に応じ、部会員以外の関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くこと ができる。

(庶務)

第7条 専門部会の庶務は、健康福祉部子育て支援課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、専門部会に必要な事項は、部会長が会議に諮り定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は平成25年8月23日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日後最初に開かれる専門部会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集するものとする。

浜田市子ども・子育て支援事業計画

(平成 27~31 年度計画)

発行年月:平成27年3月

発行・編集:浜田市健康福祉部 子育て支援課 〒607.8501 夏田県浜田吉駅町1番地

〒697-8501 島根県浜田市殿町1番地 Tel:0855-25-9330

Fax:0855-23-3428